

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 燃料加工施設 (1-126))」

2. 日時：令和4年5月25日(水) 13時30分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員

松田 常務執行役員 他21名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクル 担当

中国電力株式会社 電源事業本部 原子力安全技術 担当部長 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和4年5月17日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	当規制庁のカミデですそれでは、ただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:09	本日のヒアリングは、令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:16	5月17日に提出があった資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:22	まず規制庁側の出席者ですが、本庁からカミデツガネキシノハバサキ。
0:00:30	オオハシ瀬戸川タカナシです。また、ウェブからは、こさ不大庭タジリ。
0:00:40	フジワラタケダ。
0:00:43	以上の3場所になります。それでは日本原燃から、
0:00:48	出席者の紹介と、議題の構成、等について説明をお願いします。
0:00:56	はい。日本原燃中浜です。
0:00:59	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:01:03	ストウマツダ。
0:01:06	赤松。
0:01:08	井口。
0:01:09	伊藤。
0:01:10	石原。
0:01:12	山田。
0:01:13	菊池。
0:01:15	大川ウチヤマ。
0:01:17	サトウ。
0:01:19	ムラノ。
0:01:20	セガワ。
0:01:22	内野。
0:01:23	清水。
0:01:24	窪田。
0:01:26	笹木。
0:01:27	仲村。
0:01:29	広谷。
0:01:30	富樫。
0:01:32	長谷。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:33	ナカハマ以上となります。
0:01:37	本日まで説明さしあげます資料でございますけれども、
0:01:42	今画面共有させていただきますが、重大事項 5、0002、重大事故の 02
0:01:51	地震の 00-02。
0:01:54	アイシン 1.2、S S-01。
0:01:58	耐震建物 30。
0:02:00	以上五つの資料についてご説明差し上げる予定としてございます。
0:02:05	よろしければ、重大事故の十時 00-02 から進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:02:14	はい。規制庁、神です。
0:02:17	十時 0002 は、まずは別紙 1 からってということですかね。別紙ごとに進めていく形ですか。
0:02:27	日本原燃谷口です。えっとですね本日、考えさせていただいてましたのは今画面で出している上の四つの書類の中に、今回説明すべき 1.2 S s の内容を、
0:02:39	分けて記載をしていますので、まずその全体の構成としてこうなっていますということと、あとはこの四つの書類の中でそれぞれの場所が記載されている場所と記載している内容は、こういった内容かといいますと、
0:02:52	いうことをまず冒頭ご説明させていただいた後、この上から順番に内容を個別にご確認いただこうかなというそういうことを考えておりました。
0:03:03	はい。規制庁古味です。
0:03:07	それでは、そういった形で説明をいただければと思います。
0:03:14	はいわかりましたありがとうございます。それでは 1.2 S s の内容についてご説明をさせていただきます。
0:03:20	今回の資料としては 4 種類ご用意をさせていただきましたが、一番最初の十時 00-02 ですね、これの一番最後のページになります通しでいきますと 308 ページでございます。
0:03:35	こちらにですね一応今回その 1.2 S s の内容を、どこにどういう内容を書くのかということでその全体の構成を欄を書かせていただきました。
0:03:44	資料 308 ページ向かって左側なんですけれども一番左のカラムにたて二つありますが、27 条が耐震の関係で 30 条が重大事故等対象設備の関係の要求事項でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:58	まず上流にこれらの要求事項がありますので、これをそれぞれ、それぞれの基本設計方針を展開するというのがこの真ん中のところでございます。
0:04:07	真ん中基本設計方針それぞれ建物に関係するところを上通常の耐震設計のところ、あと下のところで、地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計ということで記載をさせていただいています。
0:04:22	これがそれぞれ 27 条にぶら下がる耐震の方針と、30 条にぶら下がる地震を要因とする重大事項の耐震設計の考え方ですと、
0:04:32	これをそれぞれの条文の本文に書いた上で、次の右側のコラムで添付書類の方に飛んでいくような内容になります。
0:04:40	添付書類の中では耐震の 24 条からの要求で展開されてくるものは、3-1 の中で、通常の耐震設計として、要求される事項とそれに対してどう対処するかということを記載をするということで整理をさせていただきました。
0:04:56	一方、30 条重大事故等対処設備の要求から展開されるものにつきましては、まずこの小委右側の真ん中辺りですね、5-1-1-4 というところで、安全機能を有する施設及び重大事故等対象施設の健全性の説明書がございます。
0:05:12	この中で、基準を要因とする重大事故に対して、どのように対処するのか、それをどういうふうを確認をするのかという、まず大きな考え方を、まず最初この 5-1-1-4 の中で、方針として示させていただきます。
0:05:27	で、実はここの中に全部その 1.2 S s の要求事項とか、達成すべき事項を書くちょっと頭でっちな文章になりましたものですから、当店舗一つ分けました。
0:05:38	それがこの資料、右側の向かって下側になります。後の 1-1-4-1 ということで、地震を要因とする重大事故等に対処する施設の耐震設計ということで、この大枠の、先ほど申し上げた上流側の、
0:05:53	重大事故等に対処するための、果たすべき役割や方針を踏まえて、実際にどういうふうな、耐震上の要求があってそれに対してどういうふうに、きちんとそれ満たしていきますかと。
0:06:04	いうことをこの後の 1-1-4-1 という添付の中で展開をさせていただきます。
0:06:09	で、この考え方に沿って、ではじゃあ実際に耐震計算をしたらどうなりますかというのが一番今度右側の矢印今度その枠から上の方にブルーの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	矢印上がっていただいて、3-6 というコアの 27 条の並びで書いてある。
0:06:24	3-1 の 1 個下の枠になるんですけども、3-6 というところでここで、耐震設計耐震計算としての重大事故対象設備の地震を要因とする重大事故に対処する施設の説明をこちらで加えようというふうに考えておりました。
0:06:40	まず本文の添付をそのように展開した上で、今申し上げた耐震の計算に関わるところの補足の説明は、1.2 S s -01 という耐震の補足説明資料、
0:06:52	あと一番下側でいきますと、5-1-1-4-1 というところの地震を要因とする重大事故に対処するためのその耐震設計に関する補足の事項につきましては、
0:07:03	十時 02 ということで、30 条にぶら下がる。
0:07:08	補足説明資料として、ご説明をさせていただくという全体の構成としてはそのような内容でまとめていこうということを考えて今回整理をさせていただきました。
0:07:19	で、まずはこの内容に沿ってですね実際具体的にどこにどのようなのが書いてあるのかということをご説明をさせていただこうと思います。
0:07:27	まずその中仁太郎 0-02 の資料でございます。
0:07:33	この資料の中でですね投資力 56 ページ目になります。
0:07:39	通しの 56 ページ目、これ先ほど亀田さんおっしゃっていただいた別紙の 1 になります。基本設計方針を記載する部分ですけども、この 56 ページ目のところから、
0:07:49	その 8.2. 7 ということで地震を要因とする重大事故に対処する施設の耐震方針ということで、本文をこの中に記載をしております。
0:07:59	実際ですね建物に対して今回要求する事項ということでの具体的な記載は、次 60 ページ目でございます。
0:08:11	こちらにですね、実際のその建物ですとか、そのアクセスルートに対してどういうふうに設計をしますかということできちんと対応可能なように設計をしますというようなことで記載をしております。
0:08:23	すいません。
0:08:24	パーカーじゃないですけども、
0:08:29	20 日、
0:08:38	少々お待ちください少し混線をしてるようですね少々お待ちください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	日本原燃谷口です失礼いたしました。今少しちょっと混線をしてたもの ですので確認をさせていただきました。申し訳ありません先ほど申し上げ た 56 ページに、本文としての基本設計方針で、
0:09:07	地震を要因とする重大事故に対してこういうことをしますということを 本文でここで記載をさせていただきました。
0:09:14	次にですね添付書類でどういった内容を書くかというところで今度は通 しで 207 ページでございます。
0:09:24	この資料通しで 207 ページのところに 5-1-1-4 で、2 ポツ 7 という ことで地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計ということ で、
0:09:34	こちらで添付の内容を展開をさせていただいております。
0:09:39	実際ここには基準地震動の 1.2 倍の地震動に対してきちんと耐えられ る、耐震設計をしますということを記載をしています。
0:09:48	本文を受けた展開になりますので、ここではあまりその大きく深い内容 までは話を記載をしないでですね、大枠の方針としての内容を記載をし ております。
0:10:00	これを踏まえて、具体的に、ではどういったことを耐震設計とするか ということで、新しい、さらに子供の添付を今回作成をいたしました。
0:10:11	それが通しで 249 ページ目でございます。
0:10:18	249 ページ目で 5-1-1-4-1 ということで地震を要因とする重大事故 に対する施設の耐震の方針ということで、
0:10:26	こちらにですね今回この 1.2S 数につきましては、審査会合を何回か していただいたうちの 3 月の末にですね、我々としてこういった考え方 こういった方針で、施設として対応していくということをご説明させて いただきましたが、
0:10:42	その時の内容に当てはまるものを、この添付の中で展開をしておりま す。
0:10:49	実際にここで 1.2 S s に対して、きちんと耐えられる設計をする、それ に対処するために必要な設備はこういったものがあります。それを、
0:10:59	実際には、終局状態に至らなければきちんと重大事故に対処できる というのが今回の考え方ですというような内容をこちらの中で、
0:11:09	整理をさせていただいております。
0:11:13	まずその本文と添付として具体的に記載をする内容というのが今ご説明 をした内容になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:20	ちょっと本来であればここで新居さん、別紙の 23 とか別紙の方でどういった展開がというのが個別の十字の 00-02 としてご説明が必要でこれ後程、
0:11:30	実際の個別の内容として、議論をさせていただければと思います。まずちょっと最後まで全体通してどういったところにどういったことが書いてあるかということでご説明をさせていただきたいと思います。
0:11:42	続きまして今度別の資料で十時-02 でございます。
0:11:47	これ今回の 1.2 S s の考え方を補足するための資料として、個別に立てた補足説明資料でございます。
0:11:57	先ほど十字の 00-02 の添付です。ねこういった考え方で今回重大事故、地震を病院とする重大事故に対して耐震設計をしますということで記載をいたしました。が、今回のこの補足説明資料の中では、先ほど申し上げた
0:12:12	審査会合の中で議論させていただいたような内容を中心に記載をさせていただきました。イメージとしては添付書類の中に、議論を踏まえた結論が書いてあって、実際その結論に至るところまでの経緯。
0:12:25	が、この補足説明資料の中に記載をされているというようなことで、イメージいただければと思います。
0:12:32	実際には例えばこの資料でいきますと、3 ページ目ですかね、地震を要因とする重大事項としてはどういったことを考えてますかと。
0:12:41	ということが書いてあった上で、次の通し 4 ページ目ですね、2 ポツ 4 のところに重大事故等への対処ということでこういったシナリオで、重大事故に対処していきます。
0:12:53	その重大事故等対象のシナリオを具体的に次の 6 ページ目、3 ポツのところ展開をしております。それを踏まえて、実際、どういった設備が出てきてそれに対してこういう設計をしていきますということをその後ろに添付をしております。
0:13:11	ちょっとですねすみません資料としてはバタバタ作ってですね、例えば目次でいきますと添付の説明のことがいろいろ書いてあるんですが、一つ目は添付資料ってなってんの。二つ目は添付書類ってなったりとかですね。
0:13:24	これも実際の添付のところに行くと、添付っていうのは名前になっていてちょっとその記載が統一できてないとかですね、あと実際の文章の記載の中でもですね、工程室内雰囲気肯定しない空気っていう言ったりとかですね、設備を経由してとか設備を通じてとかちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	表現としてまだ統一しきれてないところがありますがそこはきちんと今後も精度を上げて確認をして、内容としてはきちんと予備軍として整理できるようにしていきたいというふうに思っております。
0:13:54	そういったことで十時-02で先ほどの十時00-02って、説明している内容を補足するものとしてご用意いたしました。
0:14:04	これを踏まえて、ではその実際の耐震の計算としてどういうことをしましたかということをお示しする資料として、今度地震の00-02地震0で従来から説明してる地震の、
0:14:17	条文に対する説明資料として、耐震の計算の考え方と結果をお付けしております。
0:14:25	この人の00-02でいきますと、
0:14:29	別紙の4-15というところで
0:14:33	基準地震動Ssを1.2倍した地震力による重大事故等対処施設に関する耐震設計の基本方針を記載しております。
0:14:42	これ通常の耐震設計で行う計算のやり方を考え方の中で、全く同じで適用できるものは、そのまま適用しますと。
0:14:53	先ほどの上流側の十時00-02もしくはその十時02の資料の中で、考え方を示したものについては、それを特別に適用しますということで資料としては記載をさせていただきました。
0:15:07	具体的にはですね資料をめくっていただきました最初のページにポツ、
0:15:13	けれども、ここに機能維持の基本方針というのがありまして、ここでまずその1.2に対して、きちんと機能が損なわれないようにしますということ宣言した上で、
0:15:23	2ポツのところ、適用する地震力は、基準地震動の1.2倍ですよということを記載をさせていただきました。
0:15:30	その上で次の2ポツ3のところはその入力に対して、どういうことを確認することで、機能維持ができますかということで、機能維持に対する考え方を記載をさせていただきます。いただきました。
0:15:42	今回でいきます建物になりましたのでその次のページ、2ポツ3ポツ後、許容限界のところ、建物構築物につきましては、その1.2Ssに対して、
0:15:54	終局時のその変形に対しても、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:58	十分に余裕を持って対処することができるということで、従来からの S s での評価の許容限界を適用しますと、いったそういった具体的な内容を記載をさせていただいております。
0:16:10	個別の建物の実際のその耐震設計方針としましてはその次のページの 4 ポツのところ記載をさせていただきました。
0:16:19	この 4 ポツ 1 というところで建物構築物今ほど申し上げました通りで、非常に地震動の 1.2 倍の地震力に対して、
0:16:26	終局にも余裕を持ってきちんと対応できるというようなことで記載をさせていただきます。
0:16:35	いただきました次のところに別紙の 4-16 というのがありましてこれが具体的な計算の結果になります。
0:16:43	今申し上げたその入力条件がその基準事象の 1. 二倍を、入力をして実際に計算をした結果がどうなりますかということで結果をつけさせていただきます。
0:16:59	この実際に計算をやっているものに対してさらに補足でということで、次の資料になりますが耐震 1.2 S s -01 と、
0:17:09	ということでこちらに、その耐震性の評価結果に係る補足の説明資料ということでご用意をさせていただきました。
0:17:18	めくっていただきましたところで最初の内容としてつけているものにつきましては先ほどのお示しをした計算結果、今回の燃料加工建屋の一番厳しいところの壁に対して、どういった結果になったかということをお付けしているんですが、
0:17:32	その代表以外の壁についても、計算としてどうなるかというものをご説明するもので、これは通常の耐震計算とやっている内容としては同じでございます。
0:17:43	今回特別なものとしてしましては通しで 29 ページ目でございます。
0:17:49	こちらに 3 ポツで不確かさによる影響ということで資料記載をしております。今回前段の整理としまして、今回基準地震動を 2 割増しをして評価をしていると。
0:18:02	いうその 2 割は十分な保守性を持って決めている。S s に対して、それでもそれを上回った地震が発生した時でも、きちんと重大事故の対処ができますかと。
0:18:12	いうことを評価をしているものと、そういったその 2 割の増分を考慮することで、こういった不確かさによる影響というのはそんなの目に見えて出てくるようなものではないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:24	今回影響評価としては、する必要はないと考えていますということで整理をさせていただきましたが、それでも、一応これらの不確かさを考慮してみたら、どういった結果になりますかということはこの29ページ以降のところで、
0:18:38	記載をさせていただいております。ここで挙げている四つの項目の不確かさにつきましてそれぞれ評価をした結果がこういった内容になりますと、
0:18:47	いうことをこちらの補足説明資料の中に付け加えさせていただいております。
0:18:53	全体の流れとしてはそんな、この流れでございましてまず30条側で必要な考え方方針をすべて記載をした上で、計算の結果として、館の条文の添付書類として、ご説明をして、足りない計算の内容をさらに補足をするというそういう構成で、
0:19:10	今回、資料としてまとめさせていただきました。
0:19:15	全体の構成は以上でございましてですねこの内容に沿って一番最初の重大事故の0002の資料の中身から、順番に議論をさせていただければというふうに思っておりました。
0:19:27	まず全体の説明としては以上でございます。
0:19:33	はい。規制庁、上出です。
0:19:36	中身の話は、個別にというふうに確認した方がいいとは思いますが、とりあえず今説明のあった、全体の体系っていうところで少しお話できればと思いますが、
0:19:52	まず最初に確認したいのが、本件4月の会合で説明を受けて大体、考え方としては理解できる場所ではあったんですけど、結局、申請書の
0:20:05	基本方針なり、計算書にどう書くのかっていうところが大事ですよという話を、今回、その点しっかり原燃の社内で確認をして、
0:20:18	一席提示をしたっていうのがこの17日に出てきた資料たちっていう、まずそういう理解でいいんですかね。
0:20:26	はい。日本原燃谷口です。
0:20:28	はい。審査会合で議論させないいただいた内容を踏まえて、資料化をさせていただきました。
0:20:36	資料につきましては当初ご説明をしていた予定から少し提出が遅れたりですとかですね、少し社内でも、バタバタしていて先ほど申し上げたまだちょっと資料の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	その記載の精度としては、追いついていないところもあるかと思いますが基本的な考え方としては、今回の内容でご提示できているのかなというふうに考えております。
0:20:58	規制庁、上出です。
0:21:01	ちょっと記載の程度はまだと言われると、何かそれをそのまま聞き逃すわけにもいかないなっていう感じがしてですね、そちらとしてはまずしっかり
0:21:14	たのかそれともその中途半端な状態なんだけど一旦出してみようっていうようにも聞こえたんですけどちょっとそのあたりどうなんですかね。
0:21:25	はい。日本原燃谷内です決して中途半端でまずは今の段階でっていうことではなくてですね、まずは一旦全部、我々としての思いは
0:21:35	書き切った思いで書いてお出しをしました。書いてお出しをした後、我々もちょっと落ち着いて、読み返してみたら、まずちょっと記載としてはもうちょっとそろえた方がいいねって。
0:21:49	いう中で気づくところがあったというような状態で、別にその中途半端でまずは出そうというのではなくて、一応きちんと確認をして記載してお出ししたというそういった内容でございます。
0:22:02	はい。規制庁、上出です。それで、ちょっとそういう状況の中を確認するのもあれなんですけど、
0:22:11	いろいろ、どういう体制でレビューをしたのかっていうのも気になってですね。ていうのも、十時00の308ページにあるように、いくつかの資料で、
0:22:23	役割分担をさせて進めるっていうことで、それぞれの資料に対してのその中身のレビューであとは、幾つかある資料の関係。
0:22:35	がきちんと考え通りになってるかっていうレビューっていう、何か2種類あると思うんですけど、そのあたりどういう体制で、どういうところをポイントに、
0:22:45	確認したのかっていうのを説明いただけますか。
0:23:03	はい。年々ニグチです。まず今回の資料の一連の構成と全体の中でこういった内容をかけましょうというのは最初社内で決めさせていただいてそれをそれぞれ分担をして記載をするということにしました。
0:23:19	最初の方に申し上げた十時の0002とか十時02、重大事故の今回の考え方に該当するようなところを、イシハラを中心に資料としてはまとめていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	それを踏まえて実際の計算をどうやってその計算の結果がどうなりましたかというところをオオハシの耐震のチームのところでまとめていただきました。
0:23:45	それを全体俯瞰をして、タニグチが見ている、この内容をここに書いてくださいとかこの内容はこっちに移しましょうとかこの程度まで書きましょうということで、
0:23:56	調整をさせていただきました。
0:23:58	実際それと作業は進めていたんですけども、今回審査会合を踏まえて初めて資料にするという段階でしたので、実際イシハラもそうですし私もトガシもですね、
0:24:11	実際に自分で手を動かして資料を作るという状態で今回資料を作らせていただきました。
0:24:17	本来我々レビューする側で上がってくる資料を見て、こういうふうにしよう、資料を構成しなさい直しなさいという側になるべきものなのですが、
0:24:29	もう実際にその人たちが、審査会合の内容で自分で説明をした会合の内容を資料にするということでやっていたので、最後レビューとしてはまず
0:24:41	私が全体どんなふうになっていて書くべきことを書いているかというのを見たのは見ているんですけども、各個別の資料のところにつきましては実際にその手を動かしていたイシハラタニグチトガシが自分たちでもう1回、
0:24:57	落ち着いて読んで、中身としてきちんと説明できる内容になってるかというそういった確認をさせていただきました。
0:25:04	実際の作業の内容としては以上でございます。
0:25:09	はい。規制庁カミデです。
0:25:13	全般タニグチさんがというお話でしたけどそれぞれ、名前が出てきたのはトガシさんであったり石川さんですけど、その
0:25:23	富樫さんのトガシさんで、一通りできたときに、他の資料をタニグチさんが作った仕様書からその作った資料と、
0:25:34	書き分けがしっかりできているか言葉の統一がとれてるかどうかっていうところは、
0:25:40	そういうところまでは見れ、今回見えてないっていう感じなんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:47	はい。日本原燃谷口です。
0:25:50	実態のところではいきますと、確かに一旦金曜日の日にお出ししようと思って頑張ってますっていうので作った、金曜日の段階で1回、それぞれ作ってる書類を持ち寄って、
0:26:03	お互いの中身を見て、その週末に書き換えないところ、書き換えてるところあとこれこっちに移すべきところみたいなのを調整をしながら、一応そこで1回書いてある記載の内容も踏まえて、
0:26:17	これは同じように加古みたいなところは、調整をしてました。最初最後それを月曜日、みんなでもう1回最後に、もうちょっと後これで出そうって、
0:26:27	なので、確認をしたときに、極力並べるところは並べたつもりだったんですけども、さっきの例えば目次みたいなのはちょっとこれは正直タニグチ、あんまりそこ見てなくて実際の
0:26:40	中身のところ読んでみてるみたいところで、ちょっとそういう表現のところでは確認足りないところがあったかなって思います。
0:26:49	はい。規制庁、五味です。
0:26:52	大体状況は、イメージできました。もう一つ
0:26:58	考え方として確認したいのが、この308ページでいうと
0:27:03	27条と並びをとった形で整理をいただけてますけども、
0:27:09	27条として、説明している項目。
0:27:14	が、網羅的に30条の1.2 S sに対しても、説明がされる。
0:27:24	んだらうと、私は思ってるんですけどそのあたり、し30条側で資料作り込むときに、27条の守備範囲を網羅的に、
0:27:35	1.2 S sでもカバーできてるかみたいなそういう視点での確認とか、考えてありますか。
0:27:43	いいでしょうか。
0:27:45	日本原燃石原でございます。そういう視点でも見ております只野大臣例として、以前お出しした重大事故の0002の、ちょっとできが今ひとつだったところを今回カバーはしたんですが、
0:27:59	もともと許可の添付書類5の中で、以前にS sに対して耐震設計をするという時に必要な地震力の算定であったりといったような項目に対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	池辺SSというところでどういうところを見るのかというのは、今の耐震の正規設計を踏襲するかカバーして同じようなもので1.2SSはこう考えるんだということを、
0:28:26	.5で書いてるところを、今回あの日全部拾って、添付の5-1-1のように預けるということを別紙1の中でも整理した上で、
0:28:36	そこで必要なものが一定程度書かれていると、いうことを3C3-1シリーズとの関係で見た上で、
0:28:47	そこを添付書類側で展開していくということでチェックをしたというのが、まずは最初にやったことですかね。はい。以上です。
0:29:00	規制庁、上出です。
0:29:02	かいつまんで言うと27条、
0:29:06	で説明していることと、
0:29:08	1点に先生説明していること基本的な範囲は同じですってそういうことでいいんですか。
0:29:17	はい。二本木西原でございますはい。そういうことでございます。
0:29:22	はい。
0:29:23	規制庁、神です。わかりました。で、
0:29:28	あと少し資料の中身とか今最初に説明のあったページだけで、話を聞くと、まず56ページが、
0:29:39	本文事項ですっていう話ですね、十時00-02。
0:29:46	この56ページの内容ってというのは、ほぼ挙カー。
0:29:52	本店の内容ぐらいしか書いてなくて、
0:29:56	設工認の段階においては、
0:30:02	その27条の本文で説明している事項と比べると、大分簡単に書いているなっていう印象なんですけど。
0:30:10	そのあたりっていう、
0:30:12	要はそもそもは、設工認本文に何を書くべきかっていうところからなんですけど、どういう整理してこの程度で良いっていう判断になったのか説明いただけますか。
0:30:24	はい。日本原燃石原でございます。そういう意味でいくと、
0:30:30	これ全体重大事故の0002に書いて別紙1、30条に係るものについては、この50億円ほど前にも他の環境条件全般も含めて、
0:30:41	展開をしています。これは我々の考えとしては、許可の時に一定程度、許可の本文の中で、重大事故等対象設備に対する設計方針が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:53	網羅的に書かれていると、いうことを前提に、許可本文を、まずは基本設計方針と添して展開をすると。
0:31:02	ポンプについてもほとんどのものは、許可の本文添付ってというのが、ニアリーイコールといえますか、の関係になっているのが他の環境条件も含めた全体のやり方として、
0:31:15	全部書くこととのすみ分けは、不許可本文をそのまま盗取展開することで基本設計方針としては、いるべきことが展開できるだろうというばできるといって、
0:31:27	頭のほうから全体共通的な考えで 1000 件選択をして、基本的な考え方としては展開をさせていただきます。飛ばす。ただ実はこの意見に S s に関しては、許可本文の中では重大事故等対処設備は金融系の話と、
0:31:45	対処するものの設備側の話しか本文上ないけれどもあって、今回申請対象設備である建物がしっかりと基本設計方針の中でもどういう設計をするんだというのは読める必要があるだろうということ、
0:31:58	強化本部に対して建物に関する事項を追加をしたということです。そういった意味でそれも考え方は他の方でオオオカで言っている重大事故 30 条での展開の基本的なルールっていうか考え方に、
0:32:11	今踏まえた上でやらせていただいたと、いうことでございます。以上です。
0:32:17	規制庁カミデです。今の説明だと設工認の本文って許可の本文とほぼイコールですみたいな感じでしたけど、
0:32:27	もともとそういう考えでしたっけ共通シリーズの資料とかでいろいろ説明を受けてますけど何かそこまでの、
0:32:35	話を聞いた記憶もあまりないんですが、いかがですか。
0:32:40	はい、日本イシハラでございますおっしゃっていただいた通り他の条文では許可の添付も含めてあと労働法の限界も含めた上で
0:32:53	整理をして必要な事項小沼抜き出して、基本設計方針を組み立てるといってことを基本になってます。そういったことを前提にした上でこれまで 30 条の条文での 00 シリーズのご説明をした中で、
0:33:07	やりとりを何回かさせていただいてます。その結果としてやはり許可のときに、本文憲法のやりとりとしては、許可本文にある程度重大事項は今回、
0:33:18	最初にあたり、その特徴というのを考えた上で必要な事項というのをある程度書き切ってる。すみません。はい。規制庁コサクですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:28	石原さんの回答が結局、先ほどの説明を繰り返しているようなので、申し訳ないんですが止めさせていただきました。
0:33:37	何かって言うと最初の 308 ページで説明いただいたように本件ってというのは、この条文だけじゃなくて、二つの条文との対応関係があって変えていくということなので、
0:33:50	そちらと整合してるのかっていう関係が必要なんじゃないかなと思うんですけどいかがですか。
0:33:59	はい。乳井の石田でございますはい。そういう意味では、おっしゃっていただいていることはわかります前の方との記載との湯展開で同じように変えたというのが実態でございますので、
0:34:12	308 ページに書かせていただいたこれ、こちら私の方で作ったんですけど、二つの条文でリンクしながら展開していくということからすると役割分担も含めてあと整合性というのも含めて、
0:34:24	整理をするというのが必要だというのはおっしゃっていただいている通りだと思います。
0:34:31	規制直でそうしたときに、27 条でそもそもこれで 27 条の話ってというのは D B 側の条文との対応関係もあってと。
0:34:41	いうことで場合によって呼び込んだ形詳細は書かないってところもあるのかもしれないですけど、対応関係はとられていると。
0:34:51	いうことだと思うんですね。そういった関係から、30 条でどこまで書くべきか。
0:34:57	ていうところがわかるようにまとめていただくと、
0:35:01	2、それぞれでその違うコメントが出るってということなく、全体整合とれるんじゃないかなと思いますけど、そういったチェックまではされているんでしょうか。
0:35:11	はい。宮城西田でございます。すいません我々の方でやってるところもすいません前の方の人材事項 30 条でやってきたことをかなり意識してしまってたところあります
0:35:23	おっしゃっていただいた通り許可の時のテングウのところ、いわゆる地震力の算定方法であったり、1.2 倍の地震力に対してどう設計していくのかというところを他の
0:35:35	色からするとかなり細かく連合の方で展開をしてこれ 27 条いわゆる耐震型の原稿を考えてこういうことを書かなければいけないということで許可のときに見解をしていたと記憶をしています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:49	そういうことも考えた上で本来であれば、添付の内容も含めた上で本文を、
0:35:55	あるべきだったと思うんですけどどちらかというと、前川の方との関係を意識し過ぎたというような状況になってます。以上です。
0:36:04	はい、規制庁不足です間なので、ちょっと他と違う、違いますかっていうのがカミデからのコメントになってたってということだと思いますので、認識いただいたと思いますから対応よろしくお願いします。カミデさんどうぞ。
0:36:18	はい。ありがとうございます規制庁カミデです。衛藤。そうすると、続けて添付で何を書くかっていう話で、
0:36:29	先ほど 207 ページですか、まずここで受けますという、
0:36:34	けど、
0:36:38	これも 27 条は、ですね、地震 00 でいうと別紙 4-1 に当たる部分なんですけど、
0:36:49	素行も本文同様に、地震の条文側とテンション合わせてっていうことに、整理がなると思うんですけどそのあたりは理解いただけますかね。
0:37:02	はい、上西でございますはい。そこも含めてもう一度言いますただ
0:37:07	地震荷重の組み合わせであったりというのが当然ノックセレクト 3 シリーズになりますかね 3-1-1、もう私も夜しながら中身を見てますので、
0:37:19	それとのリンクで今一度、記載の見解は、整理をしたいと思います。必要な項目としては、これと同じように限界できていると思ってます
0:37:32	あれですかね、と思ってますけど一応そこを見た上で、あと 3-1 に預けるときに、どういうことをここでは書いて、どこを預けるのかっていうのはもうちょっと整理をして、
0:37:43	終了関係も含めて、チェックをしたいと思います。以上です。
0:37:49	はい。規制庁、網です。この 207 ページから 2.7 のところですね。
0:37:56	地震 00-別紙 4-1 等の対応でいうと、構成なり何なりは大分違うんですけど、その
0:38:04	石川さん言われたように必要なこと書いてあるっていう全体の範囲については、ここについてはそんなに、外してないというかある程度網羅的になってるかなと思うんですけど。
0:38:17	一方で、こっから
0:38:21	そのさらに下流にどう繋がっているかっていうところで言うと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	先ほどお話のあった 249 ページですか、この別紙 4-2 っていうところで、
0:38:39	具体的には 251 ページから文章始まっていますけど、
0:38:43	251 の冒頭は、これ別紙 4-1 の頭にも同じようなことが、前段にも書いてあって、
0:38:52	何か、どこまで 4 のうち、どっからが、4-2 ってさらには、耐震側の方針にどう書くのかっていうところも、
0:39:02	いまいち、きちんと整理ができてないように思うんですけど、ちょっとこの辺り、4-2 は、どういうパートを受け持つのかっていうのは、
0:39:11	考えて書いているかっていうところを説明いただけますか。
0:39:17	はい。日本原燃石田でございます。4-2 を作り込むときにですねおっしゃっていただいた通り、4-1 棟をラップしていることは理解をした上で、
0:39:28	もともと 4-1 のところの先ほど耐震シリーズの最後に協議会を
0:39:38	S s と同じにしますよとその考え方について子供の店舗に預けますと言っている通りのことが目的であります。その上で、
0:39:49	対応を説明するために、あそこから各って言ってもなかなか繋がりも含めて、説明が難しいところもあったので重複してることを承知の上で、
0:40:01	重大事故対象設備って何っていうところから、書いてだからこういうことなんだと経営委員会にしたんだと、いうことが説明するというのを、この添付別紙の 2、いわゆる 249 ページかなり、
0:40:15	預けて説明を展開したというのがもともと考えていたことでございます。かつ、この中で言っている、耐震計算で考慮すべき事項というかこういうものを、
0:40:28	判定基準協議委員会にした上でこういうことを約束するんだと言って実際その許容限界に対してそれが達成できているかどうかという評価自体は、3-6 のシリーズに預けますというのが一番最後に書いた 255 ページ解決のこととございましてそういった考慮分担でというのは、
0:40:47	作ったときの思いと考え方でございます。
0:40:52	あと、規制庁カミデです。
0:40:56	次に地震 00-別紙 4-15 との関係っていうところも確認しようと思ってたんですけど、今、若干お話が出たので整理すると、
0:41:09	十時 005、別紙 4-1 で、一通り 27 条の地震 004-1 と同じように、一般的な話があり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:23	十時 00 の
0:41:26	別紙 4-2 においては、
0:41:30	結論は、許容限界になるんですか。全般的な方針を上流でうたった上で 4-2 については、
0:41:40	重大事故に対する多分機能とか、そういったところを解説して、結論は許容限界のところに持っていきこう。
0:41:51	そう。そういう繋がりのための文章なんですかね。
0:41:56	はい。日本原電車でございますはいもともと考えていたのは、そう読めないとおっしゃっていただけるような気がしますが、254 ページのところでボボツ要求事項を踏まえた重大事故等対策施設の設計方針と、
0:42:11	いうところで耐震化の云々の設計の話をしながらも、さらにと書いてあるところで結局向こうに持って来たかったのは、4000 という褶曲に対して、さらに確保してちゃんと重大事故等対処設備を対象ができる、いうことを考えた上で、
0:42:28	S s の耐震設計と同じ許容限界を適用しますと、もともと考えたのはこれは結論なんですけどもなぜこれでいいのかっていうのを、もともと 4-1 ではこの結論だけを書いていますので、
0:42:42	なんでそれでいいのかっていうのを、前の方から通達がその対象というのはこういうもんだ、設備としてはこういうものがあってっていうのを書いているという役割分担で考えておりました。以上です。
0:42:55	はい。規制庁、カミデです。そうすると、
0:43:03	まず、この十時 0-4-2 で、許容限界っていうところまでまず結論が導かれていないなというところと、
0:43:15	あと次に地震 0002 の資料の
0:43:20	11 ページ目からですかね、別紙 4-15 ってありますけど、
0:43:26	ここの概要も先ほど石原さんが言われたような、
0:43:33	もう十時 02 で、許容限界のところまで整理されてるか後はそこから、
0:43:38	羽島はそこから始まるんですみたいな、ええ感じかと思いきや、またここはそうでもなくて、
0:43:46	全般的な概要は書かれつつ、機能維持の基本方針って言ってこれは、その十時 02 の別紙 4-2 で多分整理したようなことなんじゃないかなと思いますけど。
0:43:58	ここでもまた機能維持の基本方針っていうのが始まって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	最終的には
0:44:06	許容限界というか、
0:44:08	耐震設計方針っていう名前で、
0:44:13	資料ができ上がっていて、これでいうところ先ほど話を言った10時、
0:44:20	00-4-1に書くようなこととまた中福祉するような考えになってますので、
0:44:27	いずれにしても
0:44:29	もう少しですね、どの資料で何を説明するんだっていうところをちゃんと見定めた上で、それぞれの資料にきちんと書くっていうところかなと思いますけど。
0:44:43	いかがでしょう。
0:44:46	はい。日本原燃谷口です今の地震00-02側の資料でいきますと、実はここ、先ほどちょっと話題が上がった、
0:44:56	通常の耐震設計でお示しをしている基本方針の添付である3-1-1の内容がここに入るべきかなと。
0:45:06	いうので最初作業を始めました。
0:45:10	そうしたところ設備の分類ですが重要度分類って今回その1.2S sに対しては関係ありませんので、そういったところをここでしていったらですね、それで残ってくると3-1-1に、
0:45:22	機能維持の基本方針ありますんで、それが今回、3-1-1と考え方が変わるところになりますんで、ちょっとそういったこともあって今回ここに記載が残ってきていると。
0:45:33	いうちょっとそういった経緯がありました。
0:45:36	先ほどの上流側できちんとその3-1の内容をどこまで受けてどういうふうに展開するかということがありますのでそれをきちんと踏まえて、今回ここでどういうふうに展開をしていくかということを改めて整理をさせていただければと思います。
0:45:51	一応そんな経緯でこの資料ちょっと作ってたというのがありました。以上です。
0:45:57	と規制庁カミデです。
0:46:01	今の説明の中で設備の重要度分類は関係ないのでと言われましたけど、
0:46:08	確かにSBCはないですし、27条のように、常設耐震重要とそれ以外みたいな括りはないですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:19	1.2 S s を考える上で、その設備に対してグレードがある、あるやなしは、ななきゃないで別にいいと思うんですけど、
0:46:29	そういったところも前段で説明があっただけじゃないかと思いたすので、
0:46:37	何となく省くって言うよりは、それぞれちゃんと項目に対して、本当に説明することないのかなって言うのは改めて考えてもらった上で、
0:46:48	書いてもらうっていう方がいいかと思いたす。いかがですか。
0:46:54	はい。日本原燃谷口です。ありがとうございます。今おっしゃっていただいた通りで3-1-1の構成の中から、そうやっていらぬものを黙って消してしまうと、それって考慮すべきで決しているのか、すべてその1.2で、
0:47:08	特別な考慮事項があっただ、歩数前段のところ書いてなくて、なにか、実際全く一緒なので確率はないって言う勝手に消しててのかっていうのが、わからなくなっているというのは本当ご指摘の通りですので、
0:47:22	ちょっとそこきちんどういったことが必要だ、どういったことは必要ないと。
0:47:26	いうことも踏まえてきちんと整理できるようにしたいと思いたす。
0:47:31	はい。規制庁、カミデです。
0:47:34	あとホカー最初に説明があっただのは補足説明資料の位置付けですけど、
0:47:41	今話をしたように、添付資料側、本文側で大分整理が必要なので、ちょっとそれぞれの中身の位置付けについては各資料個別の時に私としては確認したい。
0:47:55	思いたす。
0:47:58	それ以外、規制庁側で、最初に説明のあった全体構成等で、何か確認事項あればお願いします。
0:48:16	と、規制庁、すいませんコサクです。
0:48:21	これまでの話で入ってると思いたすんですけど、耐震の
0:48:29	添付書類の後ろの方に1.2が入ってくるということになるんですけど、それまでの項目は全部、
0:48:38	今の説明の中に入ってるかっていうと、何か、大分つまみ食いをしてくる感があるん。
0:48:46	そこら辺はちゃんと確認して明示的に対応関係を見えるようになるっていうことでいいんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:55	はい。日本原燃谷口です。今のお話多分その添付 3-1-1 の内容がちゃんと漏れなく入るかっていうことかなと思いました。今回見直しをさせていただく中で、きちんとそれが対応できているということを確認した上で、
0:49:10	省令構成するって、そういう整理をしたいと思います。
0:49:14	補足です。3-1 だけじゃなくてですね、
0:49:19	すいません、3 の、
0:49:22	2 以降がどういう構成なのか今パッと出てこないのので申し訳ないんですけど。
0:49:28	来計算方法だとか、そこら辺の関係も一連が流れるものが、すべからく対応ついているのかと、いうことがちょっと心配で。
0:49:39	特に
0:49:42	チラッと見ると、今回のやつ、1.2 S s は計算書の方に全部ぶち込んだような感じに見えたんですけど、
0:49:49	そんな話をこれまで耐震で話してなくて、
0:49:54	累計については計算方法側でしっかり見えるようにしようねと。
0:49:59	言っていたと思うんですけど、そのあたりも大分不安なんですけどどういう感じでしょうか。
0:50:12	日本イシハラでございます。まず今の考えていた構成からいきますと、3 のシリーズは耐震性に関する経産省のシリーズが並ぶところになります。建物だっりの計算結果であったり、波及関係含めへのもろもろの確認権の計算結果。
0:50:32	名乗りシリーズが 3-2 で佐貫さんが計算プログラムの概要を説明する全部で 3-4 が、火災防護設備の耐震性に関するもの、これ次回以降ですけども口としては山のよう、
0:50:46	3 年度は、伊勢防護設備の耐震性に関する計算書で今回行って 2 の話を、先ほどあった全体 1 点に対しての全体の
0:50:56	方針を三条が抜けると言いながらもそれも含めた全体課題できるように 3-6 ということで、大きな枠としてこの地震を要因とする重大事故等に対処に対する施設の耐震性に関する説明書ということで、
0:51:10	計算結果という説明も含めた全体をここで展開しようということで整理をさせていただいているところでございます。
0:51:20	補足です。ちょっとよくわかんないんですけど、
0:51:24	全般で言うと 3 の計算の 2 がセットになっていると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:28	で、3-3、浅野さん、野瀬とか、
0:51:32	それも同じものを使うんでしょうから紐づければ良いということだと思いますけど、3-43-5 っていうのは、
0:51:41	火災防護溢水等っていうふうに言われてますけどそれは3-1 とのセットになるんですかそれとも単独ですか。
0:51:50	はい。日本原燃志田でございますこの単独で考えてましたよう努力される戸部。
0:51:55	別途ですかね、で書いていたものを別添というのが位置付けがよくわからないというのもあったので我々としては、3 シリーズの中に個別として入れさせていただいたということでございます。
0:52:11	古作です。ちょっとそれ、その別添がわからなくてこうするのがなぜいいのかもよくわかんないんですけど、す。
0:52:20	今の3-6 でいうと、他を、3-13-2 という意味では、方針と、
0:52:27	家結果というようなことで分かれるのに対して、3-6 の中に方針と結果が入っていて、
0:52:35	それぞれがどういう関係にあるのかといった古藤の整理が必要になってきてるっていうことだと思うんですね。他の添付から飛んでくる、その電力側で別添っていったルー者は、
0:52:49	その時に方針はというふうに書いてあったのかっていうこともあると思うんですけど、
0:52:55	その辺りどう見て対応されてるんでしょう。
0:52:59	はい。与儀西原でございます動力さんの方を見させていただいた上で3-4 とか3-4-3 の方の溢水とか、火災については、これは生理学的にいいのかどうかっていうのは、もう一度無我々も確認しますが3-1 を、
0:53:14	埋め込んだ形でそれと同じような、家考え方でありますよという形で整理をしようというふうに思っておりました。
0:53:25	はいコサクですその意味では、基本はその経産省レベルのものがずっと繋がるという中、大本の方針だけでは読めない他のところの方針から持ってくる部分を、
0:53:39	す、個別のところに入れ込んでるっていう理解でいけばいいですかね。
0:53:43	はい、乾志田でございます。はいそういうことでございます。同じように、今ご指摘あった3-6 号、そういう位置付けのものだということ認識した上で、3-1 との関係性を定義して展開をする必要があると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:58	ということ、委員会は先ほどのやりとりは理解をしました。
0:54:22	白井容疑者でございます。音声聞こえなくなって大丈夫ですか。
0:54:30	規制庁上手です。よろしいですかね。
0:54:35	と。
0:54:37	それではほか全般、
0:54:40	体系的なところで何かあれば、
0:54:44	宮城石田でございます。先ほどコサクさん私が柘植さん、多分発言中になってたんですけど音声が入ってなかったら何か言われてたんじゃないかなと思ったんですけど。
0:54:55	すいません
0:54:57	大したことないんですけどその通り進めてください。以上です。
0:55:04	はい。規制庁カミデです。それでは他がなければ、
0:55:10	また、充実 002 の別紙 1 から確認ということをしたと思いますが、
0:55:18	合図事業者から何か説明はありますか。
0:55:25	はい。日本原燃谷藤です 00-02 ですが。そうしますと一応それ以外のところで、今回、
0:55:33	この 1.2 S s 関連が入っているところは少なくともお話をした方が、
0:55:41	いいかなと思いましたが、別紙の人数につきましては、すみません、規制庁、岩見です。あんまり説明が必要とは思ってなくてそちらとして、
0:55:52	何か言いたいことがあれば程度で、いいですか。わかりました。であれば、従来からの共通資料のまとめ方のルールに沿って他の別紙もおつけしておりますので、中身議論させていただければと思います。
0:56:07	はい。規制庁カミデです。それではあと 1 点に S s に絡まないところも含めてちょっと頭のほうから、簡単な確認も含めてちょっと確認をしたいと思います。
0:56:20	で、まず、8 条の 8 ページで、
0:56:27	共通要因っていう説明があって、単純な確認なんですけど、
0:56:33	共通要因の中に 1.2 S s が入ってるってということで、読み進めていいんですかねこれは。
0:56:43	はい。宮城の石田でございます。須藤です今 8.2. 2、8 ページから始まってますが 9 ページのところで、
0:56:57	部分これだと思いますけど共通要因のうち設計基準事項において想定した条件 C B C 条件を要因とした外的事象の、地震の影響を考慮すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:09	いうところがまさしく、設計の条件より厳しい条件として設定したものと としてこの中に入れて整理をさせていただいております。はい。
0:57:19	はい。規制庁カミデです。そうするとまず共通要因単独で使った場合は 一定値製図も含めたいろいろは入っていて、
0:57:28	共通要因のうち、設計基準事故より厳しいという話が修飾がついた場合 は 1.2 S s ですよ。そういうことですよ。
0:57:39	はい、稲石でございますはい。その通りでございます常設のところでは さらに 11 ページまでいきますと、いわゆる会計技師の実施設計の条件を こういう条件の場合は、
0:57:50	そこの設計については 8.2. 7 日ベースということでここで 1.2 S s の話 に飛ぶようということで、リンクをしますので全体としてはそういう 整理になってます。
0:57:59	藤規制庁カミデでその時に、読んでてあれと思ったのが、まさに 11 ページのところなんですけど、
0:58:08	ここで 2 パラ目と言ってにせずに限定してんだけどそれより前が 1.2 S s 含んでいないっていうこと。
0:58:16	ことが、文章上よくわからないなと思ってそのあたりもう少し書き分け をきちんとしなきゃいけないんじゃないかと思ってるんですけどどうで すか。
0:58:30	はい。石原でございますはい。ちょっと
0:58:34	そういったご指摘を踏まえた上で、もう一度、我々としても、設計方 針として読んだ上で、その前に書いてある常設重大事項に対する、
0:58:47	考慮すべき条件の中に、当然、地震計も入った上で話をしながらも うここでいきなり設計の条件を超える条件の地震はこちらでということ で、ちょっと切り分けが確かに、
0:59:00	読んでいくとわかりづらいところについてはもう一度ちょっと整理をし た上で、書き方を工夫したいと思います。以上です。
0:59:10	はい。規制庁上手です。前段に何か書くか、中身を書き分けるか、いろ いろあると思いますけど、
0:59:18	もう少しちょっと文章読んで、考えてもらえればと思います。
0:59:24	今 11 ページのところいきましたけど 11 ページの一番最初に、地震は 云々で、あと、地盤の話も書いてあってこれは S s に対しての話ですけ ど、
0:59:38	その下は 1.2 S s D、D、ここに書いてある。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:43	上に書いてある地盤の話とかがですね、1.2 S s 側に行くと、これ、
0:59:52	8.2. 7 に飛ばしてありますけどそこでもあんまり触れられてないような感じがしてどこに行っちゃったのかなと思ってんですけどそのあたりどうですか。
1:00:14	はい。弓削西浦でございます。ちょっとすいません。こういうときの整理は確か自分とかあと他のものも含めて津波とかもそうですけど、共通的な部分は共通的な所、条項の中でいうと、
1:00:28	1.2、設計条件を超える条件としてそれは地震を出してその地震に対して設計、地震を考慮した場合のそれに対する、
1:00:40	耐震設計を設備側の設計とかいうのを、項目を起こして個別に見解をしよう。それぐらいのものは共通的に、上側で見るといふつもりで、
1:00:51	協議をしたと記憶をしています。ただその整理が、
1:00:56	見えるか見えないかというところは、いまいち何をこちらに預けて、小河に預けて何をした側に預けてるのがわかりづらいついていうのはおっしゃる通りだと思いますのでそこをちょっと整理をしたいと思います。以上です。
1:01:07	規制庁、上出です。今の話でいうと、
1:01:12	2 ポツ地盤日程に S s も含んで説明してるつもりみたいな話だったんだと思いますけど、今まで見た仕様ではそうは見えてない一ませんのでいづれにしても問題意識は伝わったと思いますのできちんと整理をして、
1:01:29	くださいということですのでよろしくお願いします。
1:01:36	はい、弓削西原でございますご指摘いただいた趣旨は理解をしたつもりです
1:01:42	私あまり 1.2 S S R 地盤っていうのがイコールで、あんまり展開する必要があるのかっていうのも含めてちょっと今一度こちら側の中でどう考えたかの確認をした上で、
1:01:54	記載含め、整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:02:01	はい。規制庁、上出です。
1:02:04	あと次、15 ページ。
1:02:19	14 ページから繋がってるところなんですけど、
1:02:24	屋外に保管する可搬型の話があって、
1:02:29	屋外に、
1:02:31	保管する可搬型を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:33	どこに置くのか要は地盤。
1:02:36	屋外の可搬型の保管場所の地盤の話とあって、
1:02:40	地盤側ではあまり聞いていない気がして、千葉儘田と耐震重要施設とか重大事故等対処設備とか、その聴衆の施設、収納する施設っていう話。
1:02:52	だけだったような気がしてこれどこで話聞いてたかなって思ってるんですけど、その辺わかりますか。
1:03:11	日本原燃石原でございますちょっとこれーがさしてあとこれをどこかでというのはあまり、
1:03:20	ボックスで可搬がメインで出てこないのもあってMOX側で今まで重大事故やった会議ではあまり議論をしてないと思ってます。
1:03:29	そういう意味で、過去、確かにあまりヒアリングでもいろんなやりとりの俎上に上がってないという気もしてますので、ちょっとこれを、どういうものを対象にっていうのが今一度ちょっとこちらで整理をさせていただいた上で、
1:03:45	話をしてないのにいきなり出てきてこれ何か話したっかって多分話してないというものでそれをちょっと話すステージをちゃんと作らせていただくことが必要かなと思ってます。以上です。
1:04:00	はい。規制庁上出です。そのあたり、
1:04:05	あれですね第1回でどこまで話を聞くべきかっていうところも、今思ったところなんで、ちょっとそれも整理をして、また話が聞ければと思います。
1:04:17	あと続けて、
1:04:20	27 ページですが、
1:04:25	これの一番最初に、地震て書いてあってこれも言葉の問題なんですけど、
1:04:32	裸で地震って書いた場合はこれは条件 S s になるのか、1.2 も含むのかっていうところも、読んでてよくわかんなくなってきたんですけど、どう考えてますか。
1:04:45	はい。入園者でございます。まず先ほどの、もともと書いてたのは、単独で地震と書いたものが、S s の話を、もともと許可の時は考えて、
1:04:58	整理してたと思ってますからここでも地震に対してと言ってそのあとに必ず設計の条件を超えらると言って一気に S の話が来てますで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:09	これどちらかと前の前の資料でもお話をいただいた通り、ある部分、この共通的な地震に対してというところをお通し考えながら、この一期2節で説明すべきことを説明してるところもあるのでこれを、
1:05:25	追認してるところは確かにあると思うのでちょっとここ、S sなのかどうかっていうのは先ほど前段で書く時の、この言葉なり何なり追加をして、何をこれと言えたいのかと、ということが全体の構成との関係も含めて正しく伝わるようにしたいと思います。
1:05:44	はい。規制庁カミデですよろしくお願ひしますで、続けて同じような記載が、36 ページもあって、この2パラ目ですけど地震に対して可搬型はっていうところで、
1:05:58	さっきのところだと、地震に対しては3ポツ一井によりまして
1:06:04	後ろに飛ばしてたんですけど、過半はここでCAQん書き切ってるような感じになっていて何か平仄がとれてないような感じがするんですけど。
1:06:16	何かこの辺り過半はこうなんだみたいな、整理ってつけてるんですかね。
1:06:23	はい。植野イシハラでございます。確かに共管時も可搬と常設で違った耐震設計ということできくと
1:06:34	可搬の場合はどちらかというと、加振だったり、転倒防止だとかもしあまりいわゆる耐震設計側とのリンクが、
1:06:43	なくて所重大事故という設備も、常設だけを確か相手にして3-別紙ですかね添付書類がやっていてそこで可搬がどちらかというところらが全部預けられてる感じになってますのでそういう意味ではが全部書き、
1:06:59	常設側、耐震側とリンクを取ってという整理になっているところが、書き方の違いかなと思ってます。あと先ほどあった地盤も含めて全体、第1回でどうなのかなってお話あったところは確かおっしゃる通りここMOXの場合今回白黒つけてますけど、
1:07:16	可搬まるまるを次回にしているので、確かにどこで議論するかをもう一度ちょっと整理をさせていただきたいと思います以上です。
1:07:24	藤規制庁カミデです。まず可搬が常設じゃないっていう話は確かに十四条とかだと、アハーン常設だけなので、そこに可搬が入ってくるのも違和感なんですね。
1:07:38	それで考えると1.2S sの時の仮判定。
1:07:43	どうしてるんだっけと思うと1.2S sの過半は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:48	何か次、3-6に預けてるような感じもしたんですけど、それもあれでしたっけ。3-6ではなくて4シリーズに入ってくるんですけど、1.2 S sの。
1:08:01	61ページが過半を受けているところになります。
1:08:07	これはこれで単独で存在してちょっとページを今探しますが別紙4でも、ですね。
1:08:17	どうしたっけ。ページの的にはですね別紙4でいくと、109ページですね、209ページで、
1:08:30	別紙4として可搬型の重大事故THA I設備の設計方針に基づくものとして耐震結果だけを、3-6-23-6シリーズに預けると。
1:08:41	ということでございましてこの辺も、前の方で言われた常設との関係も含めて、どこで何を説明するかは、全体整理をさせていただきたいと思う只野。
1:08:54	遠藤第1回でいくと、理事会に全部預けるという整理を今させていただいているところでございました。以上です。
1:09:02	規制庁カミデです整理をするっていうところはお願いしますで。
1:09:07	過半は次回でっていうのは、
1:09:12	ちょっとよくわからない点だなと思っていて、今回申請対象設備が燃料加工建屋ですから、
1:09:21	持ってたくさん持ってる役割の中のかなり端πではあるんですけど、可搬の保管場所っていう、
1:09:28	器機能というか役割もあってですね。
1:09:32	その時に、可搬型っていうのをどういうふうに補完するんだっていうところが全くない状態で、燃料加工建屋の設計が全部説明できるのかっていうのはちょっと疑問なところなので、
1:09:44	その辺りも整理いただければと思いますけどいかがですか。
1:09:49	はい。乾イシハラでございます。おっしゃっている趣旨は理解をしました。確かに他でも外傷関係の竜巻とかで飛来物が侵入した時に安全機能を有するして丹生だけじゃなくて重大事故対設備に影響しないかと。
1:10:08	ショートしませんという説明は今、補足説明資料で配置を説明した上で、その関係を施設整理をさせていただいているというところでございます。ましてそういった部分を含めた上で、この可搬型をどうするから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:23	基本設計方針含めて全体どこまで今回申請して、建屋の設計として、これが網羅的に全部説明できるということですから、ちょっとこちらで一度整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:10:37	はい。規制庁カミデです。
1:10:40	よろしくお願いします。
1:10:42	まだ、すみません、たくさんあるんですけど、次 37 ページで、
1:10:48	今度津波の話があつてですね、
1:10:54	青い吹き出しで
1:10:57	何か松波等の関係でみたいな話があるんですけど、
1:11:02	7 条とか 28 条等、この可搬型の話って、
1:11:08	どう繋がってるのかよくわからなかったんですけど、これって実際 7 条とか 28 条の、
1:11:14	00 シーズを見てこの記載で大丈夫っていう感じで確認されてますか。
1:11:21	はい。日本原燃シェアでございますトナミの 10 分の 00 シーズをご説明した時は、前回というその前だったと思いますけども、
1:11:32	津波に対して
1:11:36	何を対象にはい、高さにいるから大丈夫と言ってるのかっていうところで以前は可搬型のやつを、何ですかね外して最初我々多分 30 条に預けて説明をしようとしていやでも、
1:11:52	岡林も含めて津波で考慮するんだよねって話のやりとりがあつて、保管場所に対しては、津波側で受ける形使用環境でのその津波の影響の考慮は、それを使用するっていうことも考慮しなければいけない山中重大事故対処設備側で受けると。
1:12:09	よう役割分担をしてそれぞれ今書き分けていると記憶をしてますというのが今の整理の状況でございます。以上です。
1:12:18	規制庁、カミデです。加えて言うと、
1:12:24	最初津波に対してのところでは津波による影響を受けない位置で、その下に行くと、
1:12:32	津波の影響を受ける恐れのない場所ってこんな名称を変えてるんですね。で、これも何か意図がありそうだなあと思いつつ、津波の条文を見てもそんなことは全然書いてなくて、どちらとも違う言葉で、
1:12:47	津波の条文では話をされていて、結局対応関係が見えないっていう状況なので整理をいただきたいと思ってますけど、数理解いただけますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:00	はい。の二宮でございます。もともと確かに、使用時に津波の影響を受ける恐れのない場所っていうのは、1 っていうと、高さ関係の話でいくと、影響がある場所、難波の方に
1:13:15	何かの方に行ったりすると、提供がない位置っていうのはちょっと言い過ぎだっていうやりとりもあって、こういう表現にしたと記憶をしますが繋がる表現との、
1:13:25	整合性というのも含めた上で今一度こちらで整理をさせていただきたいと思います。
1:13:31	規制庁カミデです。私の問題意識的なところをもう少し解説すると、
1:13:38	津波による影響を受けない位置ってここに書いてますけどそれが7 条に、そのままその言葉があってそれは海拔標高幾つなんですか、
1:13:52	影響を受ける恐れのない場所っていうのはどういう考え方なのかっていうのがこの言葉を使ってちゃんと7 条なり28 条なり、
1:14:00	もしくは30 条かもしれないけどきちんと書いてあればとりあえず対応関係は見れるなんていうところなのでそのあたりきちんと
1:14:10	言葉をちゃんと書くっていうことと、定義っていうのがわかるように、
1:14:16	してもらえれば方針としてはまず読めるのでっていうことなのでよろしくお願いします。
1:14:24	はい。与儀西原でございますはい、承知いたします田崎の話について今30 棟、最初に行くと36 条で受けるというので整理をさせていただいたと記憶してますので言葉がちゃんと何を意味してるかがわかるように、
1:14:37	重大事故側でちゃんと解説をするなりちゃんとそれがわかる日本語にするだけのちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:14:46	はい。規制庁カミデです。で、
1:14:49	次に50、
1:14:52	2 ページまで飛びますけど、
1:14:57	屋外のアクセスルートっていう意味で、
1:15:03	52 ページだと、
1:15:09	1 の一番下ですかね周辺斜面の崩壊とか、云々ってありましたけど、
1:15:16	やっぱ確か
1:15:18	何か斜面の造成みたいのもされる計画だったような気がするんですけど、この辺って、
1:15:29	地震で、何か説明を聞いて地震があって何か説明聞いてましたっけ屋外のアクセスすると、どの場所でどういうふうに説明してるんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:45	はい。井上イシハラでございます。すいません多分今回
1:15:52	最初にもう第1回の対象は冷却塔だということもあってこれS A関係なしということでちょっとそういう意味で特にMO X側の建屋の中にある常設でほとんどの何ていうか、
1:16:08	いうだけの対処って費用、感知して消すってということがメインですので、そういう意味でこの水前のところをあまり今、確かに地震も含めて、全体事細かくやっていないと思ってますちょっとそこは、
1:16:25	第1回でやるのか、第1回はあくまで許可との関係での展開をした上で第2項、第2回以降で詳しくそこをやるのかってというのはちょっと、分割申請の今の説明の仕方も含めて全体性今一度整理をさせていただければと思います。以上です。
1:16:42	規制庁カミデです。中身を、
1:16:46	第1回で説明して欲しいという意図は、あんまりなくてどちらかという
1:16:52	と、
1:16:52	どの場所で説明するんだってということぐらいははっきりして欲しいなっていうのが最低限で、
1:16:58	地震が和田島周辺者名は、耐震重要施設であったり、これも衛生施設が対象であってそこには
1:17:06	影響するような斜面ありません。以上しか聞いてませんで、
1:17:11	アクセスルートって意味だと、ありませんっていう結論にはなんないんじゃないかなって思ってますから、ちょっとそのあたりでどこで説明するのかっていう整理だけはまず、まずは最低限、
1:17:22	して欲しいなと思ってる場所ですが、よろしいですかね。
1:17:26	はい。美馬議員の石原でございますおっしゃっていただいているそうですね耐震重要施設が正当化れるような場所に対する地盤の説明であったり順次、
1:17:36	地盤の崩壊の話であったりってのは確かに耐震側でやることだと思ってますが屋外のくせ等に関してはおっしゃっていただいている通り、耐震強度は重大事故側で説明をする範疇だと思ってますので、
1:17:49	奥瀬は30条であり、タジリが36条の範疇かと思えますそこでちゃんと説明しなきゃいけない項目かと思えます。以上です。
1:18:00	はい。規制庁カミデです。で、続けて53ページに移った、一番最初のところ、
1:18:10	ですけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:12	これも、段差の発生不等沈下に伴う段差の発生とかですね、ダンサー側対策なるなってますけど、この辺も、
1:18:23	どう、どこまで具体を検討してるのかっていうことなんですけど、どう、実態どうですか。
1:18:36	はい。日本原燃石原でございます。私も記憶でも申し上げていた事実をまず把握することをさせていただきたいと思いますがアクセスルートすでにルートを決めていてそこに対して、
1:18:51	段差なりが発生する可能性があるところ、
1:18:56	宇和ピックアップを確か確保して、そこに対する対策というの、どういうふうにするかという検討であったり、できるところでやったりということで、
1:19:04	進んでいると思っておりますのでその状況も今一度確認した上で、説明できるようにはしたいと思っております以上です。
1:19:14	規制庁、上出です。
1:19:17	実用炉D。
1:19:19	どういうことやってるか不等沈下あって、要は液状化の話とかで、
1:19:24	先行炉で話を聞いてるような内容もありますからその辺りも踏まえた上で再処理においてはどういう古藤をやりようと思っていて、具体は大南甲斐。
1:19:36	先に説明しますぐらいの回答ができるようにまずは整理をしてもらえればと思いますが、よろしいですかね。
1:19:45	はい。日本原燃石原でございます。はい。そういうのが、まさしく本当にあれば、本当にあればってことできるかどうか不安があるところなんですけど、原子炉の中で、補足説明資料として説明すべき事項とかっていうのも、
1:19:59	添付で説明すべき事項というのをちゃんと抽出できてて、この会議でっていうのを、
1:20:04	本当私が今さ、説明できなきゃいけないんですけどすいませんそこは、整理をさせていただいた上で、5回通したいと思っております。以上です。
1:20:14	はい。
1:20:15	規制庁深見ですよろしくお願ひしますで。
1:20:18	同じく53ページのこの一番下で、今度は屋内のアクセスルートってあるんですけどこれも、
1:20:25	3.1に飛ばしてるっていう話だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:29	あれですかね S s の話しかここでは書いてなくて 1.2 S s が抜けてるのかなと思ったんですけど、どうなんでしたっけ。
1:20:45	はい。日本原燃石原でございます。はい。
1:20:50	もともと確かに書いているのは、S s - D はもうこれどちらかということ地震の影響っていうのを考慮した上で、複数ルートを設定すると、いうこと。そういうことが多分答えとしてはもともと求めていたところで S s
1:21:07	インテグレーションと全く考えてなかったわけじゃないんですけど野瀬。
1:21:10	宴会場はこのまゆ書いてた通りですので S S に受け渡してた感じになってます。以上です。
1:21:21	はい。規制庁菅です。全般最初に地震って含まれてるんですかみたいな話をした時にその整理をされれば、こういうところも全部網羅的に、
1:21:34	直るんだとは思ってますけど、ちょっと細かめに伝えさせてもらったと。
1:21:40	ということです。
1:21:42	もうちょっと細かい話をすると、今度 54 ページで、
1:21:55	2 パラ目 3、3 パラ目から屋内のアクセスルートにおいてと。
1:22:01	いうところの色の、
1:22:03	内、また書きのところなんですけどここの小尾が対策を実施するってなっていて、他のところは設計とするとか、保安規定に定めて管理するって書いてあるんですけど、ここは、
1:22:19	実施するだけにとどまっているんですけど何か意図があるんですかね。
1:22:27	はい。井上西田でございます。ここはすいません。
1:22:31	素直に謝ります。私のチェックミスですこれは完全に、基本設計方針であるということも踏まえた上で設工認何を設計するかっていうのをちゃんと書くということだと思ってますので、許可をそのままスライドさせただけになっちゃってますので、
1:22:47	そこは含めて今一度全体を整理したいと思います。以上です。
1:22:54	はい。規制庁深見です今までも言われた、これまで、
1:23:00	1 年以上やって言われたことの中に入ったものだと思いますけど、
1:23:06	改めてお願いします。
1:23:09	次に、56 ページでようやく 1.2 S s のところにきましたけど、
1:23:19	位置付けみたいな話は先ほどお話をしたので大きなところは思ってますんで細かい話ですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:26	とりあえず一番下の吹き出しに頭の解説ってなってるんですけどまず解説になってないとこれも今までいろんなヒアリングで言われていることだと思いますので、
1:23:39	中身のチェックという意味でしっかりお願いしますということですが、よろしいですか。
1:23:46	はい。日本原燃者でございますはい。おっしゃっていただいている趣旨は理解をしますそうですね。そこの解説になってないですねそこは今一度全体通して今、
1:23:58	も含めてチェックをちゃんとして、日本語として説明として成立するように整理をさせていただきたいと思います。
1:24:06	はい、規制庁カミデです。
1:24:10	同じページにあったと思うんですけど、
1:24:19	そうですね、(1)の2パラ目ですかね、基準地震動を超える地震動の地震ってなってますけど、
1:24:29	これ、さすがに、
1:24:30	何て言うんだらう、地震じゃなくて最低限地震力で、
1:24:36	このあたり挙カーに書いてある言葉をちゃんと
1:24:42	持ってきてですね、
1:24:44	文言性、整合させてくださいってということで、この辺りもあわせてチェックをお願いします。
1:24:53	はい、日本ネシアでございます。はい。大変失礼いたしました
1:24:59	検討強化もちゃんと見て、趣旨を変えないようにした上で、
1:25:04	これ多分、もともと書いてた日本語が完全ダブルになっていただきますのでちょっと今一度日本語としての確認も含めてやらせていただきます。以上です。
1:25:16	はい、規制庁カミデして、
1:25:18	あと、
1:25:20	本文、
1:25:22	いろいろ、
1:25:24	拡充すると思うんであんまり関係なくなっちゃうと思うんですけど。
1:25:28	60ページのまた書きがあって、
1:25:32	これが要は建物の話として書いてるみたいなんですけど。
1:25:36	こう書かれちゃうと、56ページかな。Aポツ及びBポツに建物構築物が入ってないような感じもしてその辺りが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:48	許可で聞いてた話と違うなど、許可では含んでたんじゃないかなあと思ってますからその辺りも整理。
1:25:56	ということでしたけど、先ほどの話からするといろいろ直るでしょうから
1:26:03	とりあえず聞きおいてもらえればと思います。
1:26:08	はい。
1:26:10	日本原燃イシハラですはい。ちょっと今回、大分、
1:26:15	やりとりをした時に建物を今回申請するのでとおっしゃっていただいている許可の時、A Bの中に建物は込みで、全体の設計としてこうなんだというお話を、
1:26:25	ちゃんと記憶はしてますので必要な機能が損なわれないっていうのはいわゆる建物込みだと、あとちょっと建物の関係をちょっと徳田式をちゃんと言おうと思ってちょっと小出しをしましてしてしまいましたのでちょっと全体を、協議会も含めて全体の流れを本部にどう書くかっていうのを整理をした上で、
1:26:42	全体組み直したいと思います。以上です。
1:26:47	はい。規制庁、五味です。
1:26:50	最後、またこれも細かいですけど、61 ページの (2) が可搬型ってなってるんですけど、
1:26:58	(1) は、地震を要因とする。
1:27:03	耐震設計の基本方針って言って、
1:27:08	全然、(1) (2) で、説明の単位というか、レベル感が合っていないので、この辺りもつけてください。
1:27:17	ということでこれも聞きおいてもらえればと思いますが、
1:27:23	はい。
1:27:24	ありがとうございます。はい。
1:27:28	全体見てと構成は確かにちょっとおかしいのであれ、全体直す時にそれも含めて見直しをしたいと思います。
1:27:37	と規制庁カミデず、一応私の方からは今野で一通り何ですか他規制庁側から何かあればお願いします。
1:27:56	あ、すいません。
1:27:58	別紙。
1:28:02	I P C 値では、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:08	すいません規制庁のお話ですけれども、少し細かい点ですけれども、確認をさせてください。
1:28:17	10 ページのところですが、
1:28:32	10 ページの左上で、不一致の理由ということでオレンジで囲まれてる、四角がありましてここの中の記載が、
1:28:40	一応何々に対する設計を設計要求から除外しているためというふうな記載になっているんですけれども、こちらの、
1:28:49	正しくはその設計要求から除外してるっていうことではなくて、一応その代替設備によるその機能確保等を前提としつつ、
1:28:59	その内的事象に、要員として体制への対応ができるよう S s - D を設計していると。
1:29:05	というようなことだと思いますけれども、ここの枠はこの後幾つかも出てくるので、ちょっと修正した方がいいかと思われるんですけれども、いかがでしょうか。
1:29:16	はい、ユニシアでございます。はい。今ご指摘の、左の一番上の木崎さんおっしゃっていただいている通りだと思いますとしては、言わなきゃいけないのがないという現象を意図する重大事故に対する設備の設計というのを、
1:29:31	六つに対して考慮するというか設定をするということにしているのをご書いてますということが言いたいことであって除外するというのでは、趣旨ではないので、
1:29:42	そこも含めて全体をもう一度見て整理をしたいと思います。以上です。
1:29:47	はい。
1:29:49	よろしくお願いします。あともう 1 点ですけども、この
1:29:55	31 ページ目をお願いします。
1:30:05	ちょっと確認ですけれども、
1:30:15	今回 3 の基本設計方針で、この下のところですが
1:30:20	(2)、隔離距離の確保等により運用率等を外して、
1:30:28	今回その点、明確化ということで外してるということですが、一方、この
1:30:35	外部火災とかの方を見ると、ここのところは衛藤大島の設置とか、建屋内の防護とか、ちょっと記載が
1:30:44	異なる感じなんですけども等外して、
1:30:51	趣旨とちょっともう一度説明いただきたいんですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:09	はい、稲毛石原でございます。おっしゃっていただいたのは 1031 ページのまた書きで書いてあります。
1:31:18	と思いますが、おっしゃっていただいているこういう重大事故対応設備を収納操作提案であったり設備に対し、
1:31:29	輻射強度の影響を考慮するっていうことを考えた上で、離隔の確保っていうことで機能を損なわない設計とするというので、頭を外したというのがもともとの趣旨なんですけど、
1:31:42	おっしゃるといけないという通りこれあと全体の森林火災からの考慮ということでいくと、まずO型を設置してその内側に入れるということも含めた上で、
1:31:53	輻射強度からの影響を考慮して、機能を損なわない設計にするということだと思ってますので、そこで今日起こったこと自体が適切かどうかも含めてもう一度こちらで確認をさせていただきたいと思います。
1:32:05	はい。よろしくをお願いします。私からは以上です。
1:32:13	規制庁カミデ総括規制庁側からありますか。
1:32:20	なければ、振り返りはちょっと十時 0002 全般をやった後ということにしたいと思うので、次別紙に行きますけど、別紙 2 は何か説明する事項ありますか。
1:32:40	宇井日本映写です特段ございません。ただちょっとすいません、子供の点等をつけながらそのリンクがいまいちかもしれませんが特段、別紙 1 に合わせて今直していると。
1:32:53	いうことと申請開示の分類もあんまり変わってませんので特段説明することございません。
1:33:00	はい。規制庁深見です。
1:33:03	私から簡単な確認が幾つかあるんですが、
1:33:08	77 ページにあるように、これ台、
1:33:13	絵画、何もなくてグレーで第 2 回に
1:33:20	説明がありますと、説明対象マルがついてるんですけど、具体の
1:33:25	設備が書いてなくて基本方針、
1:33:29	が増えるっていうことなんですけど、これって、
1:33:32	どういう考え方でこういう整理になるかって教えてもらえますか。
1:33:37	はい、日本原燃石田でございます。これも以前他の条文で受けてるものも含めた上でどう展開するかは、再度整理が必要な気がしてますが、現状考えてましたのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:49	それであたり要領あたりの説明だと思いますがこれについては個別の設備、重大事故等対処設備が出るときに、ちょうど初めてそう言った個数も含めた全体の整理の考え方をいろいろセットで、
1:34:04	ご説明をさせていただいた方が、申請書としての説明としては、一連の流れになるのではないかとということで、第2回に、冒頭宣言ですので、バーになってますが、対象としては重大事故と対象設備が、
1:34:20	括弧で今、常設重大事故対処設備っていうのが、申請対象設備のところに出てるとは思いますけどこれとのセットで説明をさせていただこうということで今、第2回に丸をつけていたということでございます。一方可搬のほうは、第3回の可搬
1:34:35	の重大事故対設備が出てくるタイミングっていうのを考えた上で第3回ということで整理をさせていただいてございました。以上です。
1:34:44	はい。規制庁、丹治です。この辺は別紙2のルール、
1:34:51	通りであればという感じがしまっ済んで、何、何か書いておけばっていう気もしますが、申請対象設備のところですね、一つ一つ書き下す必要はないんですけど、
1:35:05	何か埋まってた方が見やすいのかなと思いつつ、その辺は全体のルールもあるでしょうから、お任せをします。
1:35:13	次に、83ページですが、
1:35:23	一番、
1:35:25	上のところで、
1:35:28	これ生物学的事象の話で、
1:35:31	何かこれは第1回のところがグレーで、第2回から出てくるんですけど、これもちょっとよくわかんなくてですね、どういう整理で、生物学的事象だけ。
1:35:42	第2回になるのかなっていうのを教えてもらえますかね。
1:35:52	はい。日本原燃石原でございます。
1:35:55	すみません、正直申しますとこれその前のやつが落雷とかが0になってて、ここだけバーで、その次の森林火災は0。
1:36:07	間違いじゃないかと思えます今一度確認をさせていただきたいと思えます。おそらく、これ第1回に丸がついてないとおかしい話かなと思えます。以上です。
1:36:19	はい。規制庁菅です。わかりました。
1:36:23	そうですね。細かい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:26	西谷それぐらいであと先ほどお話したように可搬の位置付けとかをですね、
1:36:32	燃料加工建屋、多少関係するんじゃないかっていうんでそれを整理したらまた、
1:36:38	この資料も直ってくると理解してますので、確認、別紙について私は以上ですけど、他、規制庁側から何かありますか。
1:36:50	特になければまた別紙3にいけますけど、別紙3もありですね、事業者からカー特に説明することはないですよ。
1:37:01	はい。言えネシアでございます冒頭申し上げた通りすいません5-1-1-4-1を完全に入り合わせてまして、
1:37:09	116ページに本当のこの次に、5-1-1-4-1がないといけないんですけどこちらのミスでございまして、そういったところがありますので全体見直しをもう一度したいと思います以上です。
1:37:23	はい。規制庁、小峰です。
1:37:27	ちょっと確認なんですけど、111ページとかで、
1:37:33	今回出てきてる、1.2 S s 01 とかっていう、こういう補足説明資料あるじゃないですかそれは、
1:37:40	あの関係としては、あれですか、十時0002に紐づく補足説明になるんですけど。
1:37:51	はい。稲毛西原でございます。1点、どうなんだっけな。タイトルをすいません度忘れしましたが、
1:37:59	耐震1.2です。そのやつは、今は地震の0-02シリーズで義務づけています。
1:38:09	これは先ほど言った全体タニグチが説明して全体像をお考えた時にどこかに書く必要があるかどうかは今一度こちらで整理をさせていただきたいと思います今は、
1:38:20	町レベルで、先ほどあった横に並べたときに、その1個前にいるシリーズの紐づけとして整理をさせていただいてございます。以上です。
1:38:30	規制庁カミデです整理されればと思うんですけど、地震に行くなら、別紙3で、じゃあどう書くのかなっていう感じもするし、要は本文、
1:38:41	がない、本文がないので、試算にどう登場するかと、一方で30条側に持たせてもって
1:38:49	単純に書類上の見せ方の問題だけなんですけど、整理がされ、
1:38:55	していただければと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:57	いう形で考えてます。
1:39:01	あと他は
1:39:04	116 ページ。
1:39:08	の、
1:39:13	2.7 の (1) 。
1:39:17	地震を要因とする云々というところなんですけど、
1:39:22	第 2 回第 3 回にも小丸がついていて、
1:39:28	これって、基本方針がだんだん増えてくるっていうふうに見えるんですけど、どういう形なんですしたっけ。
1:39:37	何か計画みたいのを説明してもらえますか。
1:39:48	はい、日本イシハラでございます。ちょっと書き方が、私の思い描いているのと違う感じにはなっていますが、今
1:39:58	2 階 3 階のところ、4 階もそうですけど、丸がついたところに例えば (1) の流れでいきますと、第 2 医師第 2 回がないのであれですけど、第 2 回申請対象設備を、
1:40:12	表 0 こういうものが対象で設計の準備をふやしていくということ、あとはそこに考慮すべき事項があればっていうのは追加をしますけど基本的には対象設備がそれぞれ申請会場等に明確になるようにということで、
1:40:26	0 になります。そういう場合は本来神戸市さんの書き方で、考えたルー尔的なことでいくとそういうものが増えるというのをちゃんとわかるようにここに書くというのが、思ってた姿ではありますけどそうになってないところはすいません、再度、
1:40:41	見直しをしたいと思います。以上です。
1:40:47	はい。規制庁上出です。整理いただければ、
1:40:51	思います。
1:40:53	他規制庁側から、別紙 3 はありますか。
1:41:00	と、特になければ先に進んで、次は別紙 4-1 ですけど、これは事業者側から何かありますか。
1:41:12	堀上西でございます。修正は前回からは時にはしてはしますが最少との関係も含めて等いろいろ見直しをして、全体の投資でということで修正をさしていただきました。
1:41:27	1 点精製以外のところですね、は、ということでございますただ先ほどの本文添付の位置付けであったりというのが特に一気に S とかも含めてご指摘ありましたのでまたちょっとそこの修正は必要かと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:40	思っておりますというのと、あとは、基本設計方針含めて、可搬型のところは今完全に地域移行になってます今後先ほどご指摘あったところでもう一度こちらで整理をさせていただくということかなと思ってました。以上です。
1:41:57	はい。規制庁カミデです。
1:42:01	そうですね。冒頭話をした通りで大分
1:42:04	がらっと変わりそうな感じもするので、
1:42:09	なんて大事なところは素行だったので、細かい話がいくつあってということになっちゃいますけど、
1:42:15	一応幾つか確認するとまず 129 ページで、
1:42:25	例えばここだと地震とか火災についてはここで説明しまして津波については、
1:42:33	ここで説明しますみたいに書かれてますけど、これって、
1:42:38	本文でも飛ばし。
1:42:40	本文ですでに飛ばしている事項って、
1:42:43	添付でもまた同じように飛ばす整理なのかっていうのがよくわかんなかったんですけど。
1:42:50	もう本文で飛ばしちゃってた、添付に出てこなくてもいいんじゃないかなっていう気はするんですけどその点いかがですか。
1:42:57	はい。日本イシハラでございます。以前からやりとりで宿題をいただいてたと思ってます今は、基本設計方針、ちょっと単純に今すいませんやり方を決めてこういうふうにやっていますという説明なっちゃいますけど、
1:43:13	別紙 4 のフォーマットの通り、基本設計方針で書いたことを添付の頭のところの方針的なものを受けるところは、まず 1 回同じことを受けるということにしました。構造的にはおっしゃった意見、
1:43:28	いただいた通り、本文ではつけてしまうと、添付で出てこないんですけどテーパブロック船津ということを終えて、させていただくというルールもさせていただいています。実際そういうことでございます。以上です。
1:43:43	はい。規制庁カミデです。統一された考えであればそこまで大きな問題ではないかと思っておりますのでよろしくお願いします。
1:43:51	阿藤 141 ページ。
1:43:55	の共用のところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:58	備考欄で当社固有の設計上の考慮ってあるんですけど、これがよくわからなくてですね、
1:44:07	共用するっていうことでお互い影響がないようにっていうのは発電の最初にもう再処理結果MOXも同じであって、
1:44:15	何が説明したいのかよくわからないんですけど、この辺り、解説してもらえますか。
1:44:34	はい。井上根井者でございますダムとしておそらくMOXと再処理の関係であったりという違う事業の施設かということで書いたと思いますけどここはおっしゃっていただいている通り、
1:44:51	何が特優やっていうとありません。野辺京都市の今日は航路自体をお互いに当然やっているんで、ここは同じことをただ言ってるだけただ、施設の特徴によって、書いてる説明書が違うだけということで認識をします。以上です。
1:45:10	はい。規制庁カミデです。なんか見ると実用炉の方が随分詳しく書いてあるなと思いつつその辺も、
1:45:18	許可の内容とか、要求も若干違うはずなので、その辺であればそう書いてもらえればと思いますけど、適切に説明してもらえれば、
1:45:29	はい、上西でございますおっしゃっていただいた通り総合的に接続し合ったりということもないですし、矯正設備の位置付けっていうのも踏まえた上で適切に書くべきことをここに書くということで、今一度整理をさせていただきます。以上です。
1:45:49	はい。規制庁カミデです。
1:45:51	あと、続けて、164 ページですけど、
1:45:57	重大事故の条件っていうことで、
1:46:01	環境圧力とか温度の話で次回ですっていう話なんですけど、
1:46:08	S A の設備は次回なんですけど、燃料加工建屋って設備ではないにしても、
1:46:18	その耐震計算における条件っていうのはどっかに説明がないといけないと思ってるんですけどそこは今どこに書いてあるって考えて整理されますかね。
1:46:31	はい。日本イシハラでございます。そこの先ほどあったすす耐震計算御説明所ですかね、との関係で重大事故側で、
1:46:43	1.2 S s も含めて全体どうするのかってとこだと思うんですけど、この今考えてます重大事故に対して、おける所荷重とかの条件として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:55	重大事故特有の圧力とかの所、
1:47:00	何ですかね耐震上要求、追加要求すべきものはないっていうのが今、耐震側の計算書の説明書類の中の一番最初の基本方針で述べられていることだと思ってます。
1:47:13	そういう意味で建物に対してそこで付加するものがないということで、ここではあくまで設備側のことを単独で考えればいいということを念頭に、
1:47:23	次回以降ということにさせていただきますが、トレーニングが伸びるのかと言われると全く、
1:47:29	それぞれ単独になってますので、そこはちょっと全体の構成の中で、それぞれどういうことを言ってるかを、今一度整理をして、読み込む必要があったり読み込んだりとかいうことも含めて整理をさせていただきたいと思います。
1:47:42	規制庁、カミデです。まずは最初にお話をした通りちゃんと 27 条の説明項目を網羅的にやった時点でも、
1:47:51	解消される問題なのかもしれませんし、
1:47:55	並べてみて、説明が必要であれば何か手当をするっていう感じだと思いますけど、
1:48:02	まずは最初の整理をきちんとしてということでお願いします。
1:48:08	次に 180 ページですけど、
1:48:19	側溝は、
1:48:21	この一番下のまた書きの話は、
1:48:27	これも
1:48:28	おんなじ話ですけど 1.2 の、
1:48:31	荷重の組み合わせの話で、
1:48:36	後段、
1:48:38	要は、207 ページ以降に、
1:48:41	大体書くのかなと思いきや何か、これ、ここだけ 180 ページに 1.2 S s の話を書いてあってってことなんで、
1:48:49	あわせて、
1:48:51	整理いただければと。
1:48:52	ということです。
1:48:54	よろしいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:58	はい。日本イシハラでございます。おっしゃっていただいたことを理解しましてちょっとD S sに対して書いてるところとこれはまさしく1個の1-1-4として全体の箇条に対する話をするところで、
1:49:13	役割分担ちよっとうまくできずに、書いてるところがあると思ってますのでそこはちょっと整理を、全体含めてしたいと思います。以上です。
1:49:25	はい。規制庁、金です。
1:49:27	あとは207ページからの1.2 S sに関係する。
1:49:32	ところなんですけど、
1:49:37	まずは、全体見直してということなので、
1:49:41	それを見てって感じですね今の段階で変なところは幾つかあるんですけど、大体ブラッシュアップされるのかなって気がしますので、
1:49:53	特に細かくありませんで、
1:49:56	1点だけ、212ページで、
1:50:01	ちょっと気をつけてもらいたいのは、
1:50:06	許容限界。
1:50:08	説明してるんですけど、書いてある内容はこれ、機能維持の方針であって、そのあたりがですね今回1.2 S sに対して、どこに許容限界を置くんだったという話、会合でもしてましたけど、
1:50:24	なかなかちゃんと説明されないというか、
1:50:30	4000円という話もアイスに2000マイクロの話もあり、ありつつの中で、
1:50:36	何かそのあたりきちんと整理されずにですね、
1:50:40	何かふわっと書いてるなっていうのが読んだ印象ですので、ちゃんと許容限界、
1:50:47	は、これも27条の方針や、わかりますけど許容限界として何を説明するかっていうことを、
1:50:54	きちんとテンション合わせてですね、しかるべき内容を書いて欲しいというのが
1:51:03	コメントですので、その辺りしっかり
1:51:06	見ていただければと思いますがよろしいですかね。
1:51:10	はい。日本原燃石原でございます。はいちょっと確かに、
1:51:16	提言外として書くべきことは耐震シリーズのやつを見た上であと3-6-1側でも書いてるところもありますのでそこをこちらで各大学ということで整理をさせていただきます。あと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:29	これと同基金は確かに許可の段階でも、許容限界を個別に設定しますということでその許容限界を設定するような考え方、機能維持の考え方がまだまずおっしゃっていただいているところを書いてあることだと思いますので、
1:51:41	そこ構成があったり書くべきどこに書くのかっていうことも含めて全体、先ほどあった、頭から含めて整理をするときに、
1:51:52	区分けも含めて考えたいと思います。以上です。
1:51:58	はい。規制庁、上出です。私の方から別紙4-1については、以上ですが、他規制庁側からあればお願いします。
1:52:14	特になければ、次は別紙4-2ですかね。
1:52:20	これは何か事業者側から説明ありますか。
1:52:28	はい。乳井根井者でございます。いえ。岡田さん、先ほどそれぞれの役割分担のところで、どういうつもりで作ったかっていうのは報告しましたし、あとは、
1:52:40	許容限界のお話になりきってないのも、先ほどのやりとりで十分認識はしましたので、そこも含めて、整理をさせていただくことかなと思ってました。以上です。
1:52:52	はい。
1:52:53	規制庁、上出です。冒頭の、
1:52:58	整理の話で、大体話について消化試合客になっちゃってる感じはしますが、ちょっと気になってるところを幾つかお伝えすると、
1:53:09	252 ページで、
1:53:12	設備がリストアップされてるんですけど、申請対象設備っていうのは本文事項であって、
1:53:21	何かここにこういうことが書いてあるのも非常に違和感があるなと思ってんですけど、その辺りって何か、ここにはこういう
1:53:31	話が必要なんだっていう、
1:53:33	のお考えとかありますか。
1:53:38	はい、井上西原でございますを、
1:53:42	17 事故等対象設備としてのエントリーはおっしゃっていただいている通り、本文の仕様表も含めて、展開すべき事項だと思ってます。ここは
1:53:56	建物も含めて全体の設計方針を語る上でどういった対処をするのか、対象に使う設備提携なのかも含めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:07	説明をする必要があるかなと思って、この添付の中に入れ込みました。ただ実際その前を見ていただきますと、次回で示すと言ってる通り個別の設備に対しては
1:54:19	層面も含めて全体、あと、あと次回の方で、1000 展開をさせていただこうと思ってましたので、これはあくまで説明の流れとして、ここがないと次の方の 4 ポツ以降に繋がらないのかなということで、つけさせていただいたものになります。以上です。
1:54:37	規制庁カミデです。なかなか認識がここでぴたっと合うような気は。
1:54:43	しないんですけど、
1:54:48	そうですね、4 名にいきなりこの説明があるっていうのは何か体系的にかなり違和感があって、
1:54:59	もしかすると、
1:55:03	27 条とか、
1:55:06	次新川地震 00-別紙 4-1 で言っているような、
1:55:10	重要度分類関係ないって言っていたものがもしかしたらここかもしれなくて、どういうものがありますというグレードのものがありますっていうのを先に説明しない等駄目なんだっていうことなのかもしれないなと一瞬思いましたが、
1:55:27	もう少しですね、どこにどういせ、
1:55:30	説明があるべきかっていうのは体系整理する中で意識してもらってこの 252 ページの表なんかも、どうするかっていうところも、併せて考えてもらえればと思いますがよろしいですかね。
1:55:46	はい、日本エネ社でございます。はいちょっと全体、何をどこで語るべきかということ、あと、ぱ。
1:55:54	ちょっと整理をしたいと思います今おっしゃっていてというふうに
1:56:00	両節重大事故対象設備、かつ地震を要因とする事項に対処する設備が基本的にはグレードが一番高いものだと思ってますそういったものにどんなものがあるかと。
1:56:12	いうことを言った上でそいつをターゲットにしてどういう設計にするのか、それを注文する建屋をどう何を要求するのかっていう展開とあとは先ほどあった地震の、
1:56:23	当耐震側のいわゆる耐震計算という方針で考慮すべき事項との関係を、一体本文で含めてどこに書くんだということの、一連の流れの中で、こ

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	こでこれを出すのがいいのかどうか、後も含めてちょっと整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:56:42	はい。規制庁、神です。今本文添付と言われましたけどプラス補足説明もっていう感じですね。
1:56:50	もしかすると補足レベルの説明なのかもしれませんし、もう少し整理をいただければと思います。表の①から⑤もいきなり出てきて、
1:57:00	非常に唐突感があるなというところで、
1:57:04	設計方針、
1:57:07	として、
1:57:08	ここに申請書にこれを書くべきなのかっていうところから、
1:57:13	整理をしていただければと思います。よろしいですかね。
1:57:18	はい。日本原燃石原でございます。はい。説明として確かに
1:57:25	全体の流れを
1:57:28	追っかけましたけどもというところあるっておっしゃっていただいている通り今回の申請書の中で、錠剤、地震をいた社長大事故に対する設備の耐震設計としてどうするか。
1:57:40	あとそれを収納する建屋にどうするかっていう説明をするのに、これはあくまでこういう設計にしますってことに対する根拠として、この設備は一体何のために対処する設備なんだということを説明しますっていうやり方は十分あり得るとは思いますので、
1:57:55	先ほどの本文も含めて全体の整理の中で、どこに何を書くべきかというのに補足を当然入れた上で整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:58:06	はい。規制庁、カミデです。
1:58:09	よろしくお願いします。あと気になるのは 253 ページの中の説明なんですけど、これも
1:58:20	何だろう。
1:58:22	本文も、
1:58:24	4-1 も、
1:58:25	ここに書いてあることを前提にして、
1:58:30	方針が書かれているので、
1:58:34	何かそれがいきなり
1:58:36	初めて 253 ページに考え方が出てくるっていうのもよくわからないなっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:42	ですから、
1:58:45	これも全体の整理のなかー。
1:58:48	工数をする中で、
1:58:50	どのレベルでどこまで書くべきかっていうことを念頭に整理いただければと思いますけど、よろしいですかね。
1:59:00	はい。弓削ネシアでございますはい。そうですね。全体含めて前提としてるのが何かあって設計として語るべきものが何か、
1:59:10	今度でも含めて全体、申請者としてのやっぱり説明すべき事項というのをちゃんと決めた上で、それぞれの関係で今書いてある4-2の世界をどこで説明すべきかっていうのを整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:59:27	はい。
1:59:29	規制庁カミデですと、次に254ページの、
1:59:34	5ポツの3パラ目でなお書きがあってタイヘキはって言ってる耐震駅の定義とかも、耐震評価において考慮してれば、タイヘキなんだっていうのは、なかなか暴論ですね。
1:59:49	当然渥美とか、あとは市とかですね、
1:59:54	町会から、上から下まで繋がって、いろいろあると思いますがそのあたりをきちんと記載するようにしてください。
2:00:04	はい、日本ネシアでございます。はい。
2:00:07	そこは、耐震側とも相談してはい。適切な表現にしたいと思います。
2:00:16	規制庁カミデですけど最後に255ページのなお書きは、
2:00:24	全く理解ができなくて、先ほど全体の整理を、
2:00:30	していれば、
2:00:34	S sに対する設計をどう踏襲するのかって見えますと思いますけど、
2:00:43	ここは整理されると思っていますのでよろしくお願いしますということです。
2:00:50	はい。峠西原でございます。はい。
2:00:55	整理します。はい。
2:00:59	規制庁、カミデです。4-2について一通り、私の方からは以上ですけど、他の規制庁側から、
2:01:09	おります。
2:01:16	特になければ次別紙5についてはあまり。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:22	もうちょっと整理をして、引き続き整理をしてもらってってということで今のところ私は特になくて、
2:01:29	別紙ロックについても、
2:01:36	過半は先ほど言った過半どうしますかっていう話ぐらいかなと思ってますが、
2:01:42	何か事業者側から何か説明したい。
2:01:46	ありますか。
2:01:49	倍入園者でございます特段ございません。
2:01:53	はい。規制庁、上手です。それでは別紙5以降、十時0002、今までやったところ全般も含めて、
2:02:02	何か規制庁側から確認あればお願いします。
2:02:10	どうぞ。すみません。
2:02:13	衛藤。
2:02:15	町長の大橋ですけれども。
2:02:17	292 ページで少し確認したんですけども、
2:02:32	ここで
2:02:35	第1回申請のところ、
2:02:37	重大事故等対処設備の設置場所で、
2:02:42	(3) が可搬型という。
2:02:44	ということで、可搬型の方は検討されるということだと思うんですけども、
2:02:49	(2) の方はこれ、そもそも来静決とか元に、
2:02:56	(2) の常設で (3) が可搬型ってそういう整理ではないんですかね。
2:03:00	いや加古には何も頭に常設が書いてないんでちょっとまずその確認をしたいんですけども。
2:03:11	はい、日本イシハラでございますはい。すみませんまず、大変申し訳ない292 ページ右側も含めて完全にずれちゃってるのはい。(2) 番の重大事故等対象設備の設置場所については、
2:03:31	これはですねですね最初の(2)は、多分全般の1、常設可搬の区別がなかった。
2:03:42	のような気はしてますのでそこをちょっと今一度確認をさせていただきます。
2:03:48	はい。両方組みの話だったような気も記憶がありますのでそこも含めてちょっと整理をさせていただきます。以上です。はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:57	それと (2) で次回以降というふうなことも書いてあるんですけども、この可搬型同様に、
2:04:07	必要なことは書いても、
2:04:10	おかしくはないのかなという気がするので、衛藤。
2:04:12	検討いただきたいと思いますけどいかがでしょうか。
2:04:20	はい。伊吹西浦でございます。はい。
2:04:25	もともとは、重大事故等対象設備の操作であったり復旧であったりも含めて全体、当該設備が出るときにこのセンリョウ
2:04:35	の関係であったり設置場所だったり操作場所の話をしようかなと思って、次回にしてみました。ただ先ほど可搬設備も含めてあその他の条文でもご指摘いただいているのも含めて今回全般的な方針として、
2:04:50	エントリーするものってのちゃんと整理をした上でということ今一度、整理をさせていただきます。一応今考えてますのはをし、いろいろご指摘をいただく中ではありますけども、設備の設計
2:05:06	それも踏まえた上で
2:05:09	それと絡み合わせて説明が必要なものはこの中にその設備を申請する開示で、共通的な方針というのがあれば設備とあまりリンクせずということも含めて、
2:05:20	なるべく早い段階で第1回の中で書くとかですねそういったことをさせていただくということが全般的な方針ではありますので、そこも含めた上で、今回第1回でどこまで記載するか、今一度整理をさせていただきたいと思います。以上です。
2:05:36	はい、規制庁大橋です。よろしくお願ひします。
2:05:44	規制庁の藤原です。私からも1点すいません今の説明でって考えるとその293ページにあるような操作性とかの、8ポツ2ポツ6、
2:05:56	とかの操作性とかそういったところも、共通の話が入ってたり今回、十分な操作空間の確保みたいな話もあったりということもあって、
2:06:07	この辺りの記載はもしかしたら拡充する方向で検討するかっていうふうな理解をしておいていいですか。
2:06:15	はい、日本ギリシャでございます。
2:06:18	60kおられたのが第1回の範囲にすぐしないという話ですかね。
2:06:24	規制庁の藤原宗です。
2:06:26	はい。先ほど、共通的な方針として設備とあまりリンクせず今回、1000円する、した方がいいと思うものがあれば第1回の中にとということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:37	一度整理をしますその時にここも含めて、整理をしていくと思ってます。以上です。
2:06:44	規制庁の藤原ですわかりました。
2:06:47	あと1点、すみません先ほどカミデとしゃべっていた、4の、
2:06:53	2、
2:06:54	シーティーエス、
2:06:57	の江藤設備を並べたところも今後記載を検討はされるという話だったかと思うんですが、地震の時に対応、
2:07:08	する設備を並べた表とかですね、このときに内的な部分を示してる理由とかも含めて、衛藤地震のところで書くのは使えたら使うという話でちょっと載せているのかなと。
2:07:22	推察しつつも、なぜ変えてるんだろうといったところもちょっと疑問点があったりするところもありますのでその点も含めて、検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。
2:07:35	はい。井上医師でございます。先ほどの4-2回で表について全体としてこの添付で語るべきことを今一度整理をさせていただくということで、書いてある場所自体の適切性も含めて整理をさせていただきますその時に何を書きたいのかをちゃんと整理をして、表の中で入っている内的事象のやつ。
2:07:55	全体の設備として、停止時にその一連の中に入っているものを、内的も含めて審査会合のときにつけた表、すみませんそのまま使っちゃったところなので、
2:08:06	ここで語るべきこととの関係も含めて、既協議書くべき事は、整理をしたいと思います。以上です。
2:08:14	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。私からは以上です。
2:08:24	規制庁カミデです。他、規制庁側からありますか。
2:08:32	特になければ、まずは十時0002に対して、振り返りを事業者からお願いします。
2:08:46	はい。日本原燃石田でございます。まず別紙シーズの全体構成は先ほどあった鳥居含めて、27条との役割分担、全体見た上で、別紙シリーズに
2:08:59	反映するということかと思ってます。
2:09:02	あと上田事故レベルに別紙1関係は自分あったのは地震に対するとか系統と設計条件を超える条件の地震のところの書き分けですねそこは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:15	もともと考えて対象をちゃんと考えた上で、書き分けをしていくということを見せていただきます。
2:09:22	あとは、湖畔名声のとかあと他のものも含めて第1回の申請範囲をどうするかというのは今一度整理をさせていただくと、これはこれまでの他の条文でやっていた考え方も含めた上で、
2:09:35	対象を今一度整理をさせていただきます。
2:09:38	あと幾つか屋外のアクセスごとに関係するところはどう、どこまで今整理ができて土台何階のどこで説明するつもりなのかっていうのを整理をさせていただくということかなと思います。
2:09:52	はい。Appは、
2:09:55	べし気温
2:09:57	新居さんはちょっと整理をちゃんとするというので資料についても別紙1の中でのいわゆる1.2切削べきほどの整理とあわせて、添付でのやりとりというのも、全体整理をさせていただくということかなと思います。特に
2:10:14	最新のサービス別紙。
2:10:17	よりですね、どこだろう。基本設計方針との関係も含めて、耐震
2:10:23	のやってることを重大事故がどこまでちゃんとトレースして、重大事故の役割分担の中で書き切るかということも含めて本文添付、
2:10:32	あと補足も含めて整理をさせていただきたいと思います。
2:10:36	あと、外部、いくつかご指摘ありましたがその整理の中で、それも含めて、しっかりと見直しをしていきたいと思います。以上です。
2:10:48	規制庁、上出です。
2:10:51	一番最初2行レビューをどうしましたかっていう話をさせてもらって、
2:10:58	その上で今回細かいところもいろいろ伝えましたけど、その上で、
2:11:04	次はこういうふうにレビューしようとか、同じでいけるっていうのもあるのかもしれないですけど、その辺の考えとかってありますか。
2:11:14	はい。日本原燃谷口です。
2:11:16	今日ヒアリング同席をさせていただきましたし、実際、議論をさせていただきました。修正の方針はこれから伊シハラと一緒にちょっと考えて検討しますが、
2:11:27	それを踏まえて、今日、こうやっておっしゃっていただいたことが、きちんと資料に入ってるか、ちゃんとそれで説明できるかっていうことで、レビューさせていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:39	規制庁カミデです。
2:11:43	何か細かいところローで言うと、
2:11:48	丁寧さっていう意味で、あんまりきちんと時間が、時間というかあまり丁寧レビューがされなかった。あとは、
2:11:56	阿藤ほかのヒアリングで言われているコメントがまた言われちゃうとかですね、そういうこともあると思いますので、
2:12:04	次はそういうことがないように、
2:12:07	なるべくないように
2:12:12	進めてもらえればと思います。
2:12:16	ほか、規制庁は何かありますか。
2:12:21	と、特になければですね、あと少々お待ちください。
2:12:27	十時。
2:12:29	02 出てるんですけど、成果、では、
2:12:33	1 回休憩でいいですか。はい。いいですか。ちょっと長くなりそうです。
2:12:38	まず、
2:12:42	本当は入れない方がいいような気がする。
2:12:46	いいですか。はい。
2:12:48	と、規制庁カミデです。この後ですけど、十時 02 まで。
2:12:54	やってそれからちょっと一旦休憩をとろうかなと思います。事業者はそれでよろしいですかね。
2:13:02	はい。
2:13:03	はい。日本原燃石田でございますはい。
2:13:06	よろしいと思いますはい。ちょっと十時 02 もあんまり説明することはないんですけどはい。すいません。
2:13:12	はい。藤規制庁カミデじゃ、1202 から 1 までやりましょう。
2:13:19	何か説明は力お願いします。
2:13:23	はい。ウエルシアでございますちょっとこれも、十時 02、新しく先ほどの重大事故等対設備で自浄要因とする設備に対する、
2:13:34	政権方針というのを 30 条まで明確に書くということを受けて、その考え方になる設備の設計というのを、
2:13:45	どうしているのかというのを書いてますが、先ほどあったまさしく、例えばですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:56	5 ページ以降に出てくるような退職 4 ページと、6 ページか右下 6 ページ以降に出てくるようなそれぞれの対象遠く設備の関係であったり、配置であったり、
2:14:08	いわゆる遠方とかでの設計方針として示すことの根拠になるようなことも補足で書こうと思って書いてます。それが全体として、
2:14:20	玄武洞 0 株リングというところもありますし、その辺がうまく整理できてないと思っているのが実態でございます。
2:14:27	はい。なので現在の添付シリーズで本文添付の整理に合わせてこの補足も全体の中に入れた上で、どこで何を書くかというのを整理をしていかなければいけないと思っているところでございました。以上です。
2:14:44	はい。規制庁、上出です。
2:14:48	私も見て、
2:14:50	感想というか、それは先ほど石原さん説明された通りで、
2:14:56	何を説明するのかちゃんと整理してください。
2:15:01	ていうことをですね、何のためにこの説明がついてんだっていうのはわからないものばかりで、
2:15:07	一つ一つの中身も疑問点はあるんですけど、何かそれ以前の状態で、
2:15:13	今審査会合とかそういうに向けたヒアリングでいろいろ資料作ってもらってますけど、何かそれをとりあえず詰め込みましたっていう状態な気がするんで、
2:15:25	きちんと本文添付っていう整理から補足で何をするかっていうところで、全般ブラッシュアップということかと思しますので、よろしく願いします。
2:15:38	はい。日本原燃石原でございます。
2:15:42	作った人間の思いを何か代弁していただいてすみませんはい。
2:15:46	完全に詰め込んだ感があるんですけどちゃんと体系的に整理をさせていただきます。以上です。
2:15:57	はい。規制庁、上出です。よろしく願いします。他、
2:16:03	十時 02、全般も整理っていうことですけど今の時点で何か話をしておきたいこと規制庁があるでしょうか。
2:16:13	すみません。
2:16:15	規制庁の大橋ですけれども、ちょっと
2:16:18	細かい点は、
2:16:21	気はしないでって話ですけども、ちょっと 1 件だけですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:27	この資料の 15 ページとかあと 12 ページとかはじゃないや。
2:16:32	12 ページ下のページとかでも敷設ルートの話があって、調査の中で 15 ページでいくと、その下、
2:16:40	中央監視室から工程室と、
2:16:43	というようなことがアクセスルートとして上がっているんですけども、
2:16:48	これが、
2:16:52	33 ページとかでアクセスルートが甲斐が 32 ページとかでこの
2:17:00	地下 1 階までのアクセスルートが示されている、ここの'までのアクセスルートは示されていないっていうな感じで、ちょっとその扱いがこっちの。
2:17:09	工程室までのクセスルートっていうのがちょっと最後どういう扱いになってるのかっていうのがちょっとよくわからない構成になってるんで、その辺も整理して、まとめていただければと思いますのでよろしく願いします。
2:17:23	はい、日本へね志田でございますはい。完全に抜けてます承知いたしました。はい。
2:17:31	はい。私から以上です。
2:17:45	規制庁浜崎です。内容についてまた他の後の資料でですね確認するんですけども
2:17:53	十時 02 の添付の 6、6、50 ページからのところですね。
2:17:59	ここ、わあ、
2:18:05	本文の 14 ページのところですね、床スラブと壁についての考え方を引いた形で、衛藤。
2:18:13	添付の資料になってるんですけども、ここの内容についてですね本当にこれ、このまま
2:18:21	載せていくのかどうか、まず、ちょっとこちらで疑問を持っているのが、その傍証仮定の話が、面外の
2:18:32	固有値を確認することで 5 とするだとかですね。
2:18:36	それからもう一つ 51 ページ 3 ポチの、
2:18:41	岡部のところですね、4000 マイクロの状態において大規模なコンクリートのアプリは発生してないといって、石谷
2:18:48	1 例として写真あるんですけどこれは本当に一般的なこととして、
2:18:52	事業者とらえるんですか、その点ちょっと事業者の考え方は、説明してもらいたいんですがいかがでしょう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:04	はい。日本原燃同士でございますまず1点目のところの、床の交渉過程の確認のところでございますけども基本的に会議のところでもご説明しているところで、
2:19:15	床o t h e r そんなに変形が進んでないといったところに対して面内と面外といったところでの少し確認の方を実施させていただいたといったところでございます。面談の方の確認といたしましては1.2 S sの時の床に生じてる慣性力、
2:19:30	に対してそこのメーカー認証している面でのせん断応力度といったところを計算の方を実施いたしましてそちらの方がコンクリートのせん断のひび割れ強度以下といったところで、
2:19:42	概ね弾性範囲にとどまっているといったところを面内の確認として実施しているところでございます。
2:19:47	また床の検討でございましたので一応その面外といったところで、そんなに面外の変形としてではないといったところとしまして、20ヶ月ぐらいにちゃんと収まってますよといったところの確認といったところで今回、
2:20:01	その部分の検討といったところでつけさせていただいたといったところが、まず義務化の部分についての事業者としての考えでございます。
2:20:10	また51ページ目の方の先ほどの4000マイクロの状態のところでございますけども、尼崎さんのご指摘のところであります。基本的にひび割れ状態というところはやはり壁に対して、
2:20:22	こちらの方にそういうような形の方でひび割れが進展するといったところがあるというふうには認識してございます。ただし、その大規模的に全面的に剥離が生じるといったところに関しては、
2:20:36	既往の研究等も見てもそれほど、その大規模な剥落といったところが前面に生じてるっていうものではないといったところでの認識として、今回こちらの方の記載をさせていただいたといったところでございます。
2:20:48	以上でございます。
2:20:49	はい。規制庁浜崎です。今の説明は理解しましたまず床に関してですけれども、通常1点、一軸の出店系という形では、
2:20:59	面内剛性の話をするかというふうに理解してます。ですから、例えば途中に何か床の内、大きな開口があるだとかですね、そういったところ、特性が床後、
2:21:12	一軸としてのモデル化が可能であるということであって、あまりそこで面外剛性の話っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:22	通常、考慮しないのかなというふうに思っていますので、ちょっとこれ、今の条件ですと、いわゆる床スラブの健全性、
2:21:34	短期に収めるだとかですねそういう意味での話っていうのはあるんですけども、交渉過程とする。
2:21:40	これ関係するのかなというところがありますので、ちょっとこれ後の資料でもですね固有値の結果出てきますので、確認しますがけれども、今事業者の考えを聞きました。
2:21:51	それからもう一つ、3の壁に関してですけども、既往の実験棟と言われてますけども、壁の4000マイクロっていうか、このさ、
2:22:02	波力実験っていうのは、これまでに、かなりの数ですね、何百トンやられてるわけで、その時に4000マイクロレベルのですねは、
2:22:14	真壁の状態ですね。
2:22:16	それをきちんと整理された上で、言われてるのか、1例といいますか、
2:22:25	そんなに整理してない状態ですね、ピックアップして言われてるような気がしますのでですね、そこら辺きちんとし整理した上で、説明をして、
2:22:36	する必要はあるかなというのが私の考えですので、
2:22:40	そこら辺も含めてですね後の資料でもう少し詳しい説明を求めますがけれども、現時点ではこの添付6はこのまま、
2:22:51	案の充実はですね私自身はもう少しやった方がいいのかなという感想だったので今、事業者の見解を比確認しました。
2:23:00	内容についてはですね後程の資料について、税、また、確認したいと思います。
2:23:07	以上この資料に関して現時点では、私の方から以上になります。以上です。
2:23:18	規制庁カミデです。他規制庁側から、十時02について、何かありますか。
2:23:27	規制庁の岸野です。後ろの方のですね、54ページ55ページの内容についてちょっと確認したいんですけども、
2:23:35	54ページの方で、終局状態においても対処できるような設計する内容を説明するというふうにあるんですけども、
2:23:44	想定される事象に対して、この内容で対処できるという考え方がちょっと説明。
2:23:51	されているのかちょっとわからないので確認させてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:54	まず 55 ページの上のずーですね。
2:24:01	天井部の支持部材で、脱落した配管等の自由を支えるってあるんですけども、天井部の
2:24:11	これだけこれは天井や壁、
2:24:14	の配管を支えるということを意味しているのかなと思うんですが、図に記載のこの 0.5 メートルですとか壁の 2 メートルですとか、これは何か設計上こういった感覚とすることによって対処可能といったそういった意味を持たせてるという、
2:24:30	説明と理解してよろしいんでしょうか。
2:24:35	はい。日本原燃谷口です。今回ご説明させていただいた内容で床天井は分厚く作ってありますので、そのひずみが大きく出た時でも、それほど日々の入り方は大きくなかろうというところで、
2:24:50	そこから指示がとられていれば、その壁のところがもしその壁のひびが多くなって、支持力を失っていたとしても、きちんと物としては支えられるというそれをきちんと設計として確認していくっていうそういうことを、
2:25:05	今回評価としてやっていくのかなというのでこのように図をつけさせていただきました。
2:25:11	施設の機能です。多分考え方としてそういう説明であって今ここに記載のこの 0.5 メートルとか 2 メートル 1 メートルといったものってのはまだ具体的にそこまで決まってるというものではないという理解でよろしいんですか。
2:25:27	-0 タニグチですそういった説明すみません記載していなくて申し訳なかったですがあくまで現状まずイメージとして、こういったことを考えてますと、実際に配管の試設計としての定ピッチで設計をしますので、
2:25:40	そのスパンの中で、その最大のその差のものであって、その壁からサポート取ってるものが外れたとしてもきちんと支えられますよということを確認しますということで考えておりました。
2:25:57	清町の岸野です。お考えは何となくわかりました。それでまだイメージ。
2:26:05	段階の説明にとどまるのかなと思いますけれども、一方で 50、
2:26:12	5 ページ。
2:26:14	の、上の 55 ページの上の図ですね、投資部材 1 点のみで支えられますよということなんですが、オオオカ米に取り付けられている配管支持部

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	材ってのはもう、これはもう脱落するというのをイメージされていて、
2:26:29	取材1ヶ所のみで支えてる中で、全体も暴れたりする場そういった挙動を踏まえてもですねこれで支えられますよってというようなことってのは、
2:26:41	何らか方針としてですね、きちんと説明されるものと、今後整理されていくものと、今のお話を聞いて理解したんですけどもそのような理解でよろしいでしょうか。
2:26:55	はい。日本原燃谷口です。今回第1回の申請対象が建屋でして、これをちょっと今回説明する場所がなかったのでちょっと今回参考として、
2:27:06	考え方こうですということをちょっと簡単に書かせていただいている内容にとどまっております。今も本当おっしゃっていただいた通りきちんと指示ができる場所から指示がとってあって、その分だけで、きちんと残りの部分が、
2:27:20	支持できるんだということをご説明していくというそういったことを考えております。
2:27:26	規制庁の喜納です。はい、わかりました。これは今渡部さんがおっしゃったような内容の説明っていうのは今後、都道の資料の中で、
2:27:36	説明されるお考えなのか教えていただけますか。
2:27:42	はい。日本原燃谷口です。まずは最低限実際にそういった設備を申請する段階になったところでは、実際その設備がきちんと指示できるんだということ、
2:27:54	添付書類の中でご説明をするんだというふうに思っています。
2:27:58	実際のその細かい計算の状況ですとか内容、あと我々がこういうふうにかけて設計をしていますと、
2:28:06	いうことを補足説明資料の中で展開をしていくのかなというふうに思っております。
2:28:13	すいません。
2:28:14	規制庁上出です。
2:28:16	冒頭この資料は、今まで、
2:28:20	会合とかヒアリングで出してきたものの要請を集めて全然整理されてなくてという中に私も、
2:28:26	この55ページみたいなところの考え直しての含めて言ったつもりだったんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:33	今のやりとりを聞いてると、原燃としては何か、まだ金この 55 ページのやり方が正しいと思っているようで、ちょっと残念に思っているところですよ。
2:28:46	設工認の設計に於いて、
2:28:49	こんなものが設計方針といえるのか、設計といえるのかっていうところですから、
2:28:56	ちゃんと上流から説明整理をしてどこで何を説明するかというのもそうなんですけど、そうするとこれ、じゃあ、これをどうやって設計方針と謳うんだ耐震設計の、
2:29:08	計算書をどうやって示すんだということを考えたら自然とこんな話はなくなると思ってるんですけど、
2:29:15	今のやりとりだと非常に不安なので、ちゃんと考えてくださいということですが、それで理解いただけますか。
2:29:26	はい。日本原燃谷口です。今我々としてご説明できている内容が、きちんとものとして耐えるというお話ではなくて、
2:29:37	実際の設備が実力としてこうなって大丈夫なんですよっていう、いうお話に留まっているというご指摘だと思いました。
2:29:46	きちんとその設計としてどういうことを、はい。
2:29:51	すみません続けて言われたところに
2:29:55	答えがありそうでしたけど、
2:29:59	何か、
2:30:00	持てばいいみたいなことは全然思ってませんで、ちゃんと設計としてちゃんと説明してくださいっていう。
2:30:09	はいわかりました我々としていわゆる例えば耐震バックチェックみたいな、集っているんで大丈夫ですよっていう展開の仕方でご説明するのは不十分だということ、ご指摘いただいと。
2:30:23	いうふうに理解しております。きちんと設備としてこういうことを果たすことで、4000 万ほどであってもきちんと機能が果たせるんですよということを設計としてご説明するのが必要だということ、理解しましたので、きちんとそれを整理させていただきたいというふうに思います。
2:30:41	コサクです。今のに包含されるかとは思いつつ、
2:30:48	元の説明だと、評価実際に設備を設置する際に説明しますみたいだったんですけど、それだと埋込金物の設置方針っていうのが見れなくなっちゃうので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:00	その点でもう設計方針としてこの段階で言っていたかないと、現場施工ができないという状態だと思ってますのでよろしくお願いします。
2:31:11	で、それに合わせて設工認では、詳細の部分はないんですけど、実際の施工ではどういう場所に埋め方を打つか。
2:31:22	どういう形で打つかと。
2:31:24	いったことがこの話の中で関連してくるはずで、
2:31:29	そういったものを原燃或いは須恵施工メーカーなりの図書で示していくにあたっては上流要求として明確になってないと。
2:31:40	そういうものが適切かという検証も原燃ができないという状況になっちゃいますので、そういったことを念頭に設計方針を整理していただきたいと思ってます。よろしくお願いします。
2:31:54	これ日本原燃谷口ですご指摘ありがとうございます。我々としてきちんとどういった考察をしていくかと。
2:32:00	いうことも踏まえて整理を進めさせていただければと思います。
2:32:10	規制庁カミデですとか十時02でありますかね。
2:32:17	と、特にならなければあと事業者の方から振り返りをお願いします。
2:32:34	はい。日本原燃石原でございます。議事の方に全般的に私が冒頭申し上げた通り、先ほどの別紙シリーズと同じ区全体への本文添付、先ほど耐震設計との繋がりもそれぞれ役割分担も含めて、
2:32:50	何をどこに書くかという中に補足説明資料も入れ込んで整理をさせていただきます。あと先ほど最後にあった
2:33:01	熊崎さんとかのご指摘を受け今スペックとかでつけてる内容ですね、これ、今回の設計としてどこまでちゃんと説明するかっていうのは、今一度整理をして、あとはそれも多分役割分担をちゃんとしなきゃいけなくて、それぞれどこで説明するかもちょっとその全体の整理の中で、再度、
2:33:21	考えさせていただきたいと思います。以上です。
2:33:29	はい。規制庁、上出です。
2:33:33	と、
2:33:34	今の点について特にならなければ、ちょっと時間も大分経ってますので、一旦休憩を挟みたいと。
2:33:43	思います。
2:33:45	16時15分再開でよろしいですか。日本原燃藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:51	はい。日本原燃中浜です。16時15分リスタート日本原燃了解いたしました。よろしくお願いします。
2:33:58	はい。規制庁カミデです。それでは15分からということで、続きはあと地震00502からということで、よろしくお願いします。一旦、
2:34:10	消します。
0:00:02	はい、規制庁カミデですそれではヒアリングを再開しますと次の資料は地震0002の別紙4-15からですかね。
0:00:14	事業者の方から説明があればお願いします。
0:00:20	はい。日本原燃谷口です。先ほどお話をさせていただきました4-15についてイメージは、添付3-1-1である、耐震でやっている。
0:00:32	一番頭の設計方針のうち、今回こっちで、
0:00:37	展開が、
0:00:38	必要だろうというのを思った項目を書いて、他のやつを黙って消してしまいましたのでちょっとわかりづらくなっていますが、先ほどのお話の中でもその上流側の重大事故の側でも、
0:00:51	その27条の展開を考えて記載をしていくということですのでこの記載の中から上に上がっていくものでここに残るものであとは3-1-1で黙って消している内容のうち、ここでもきちんと変更があるのかなのかということを書ききちんと書くものというのが、
0:01:07	出てくるかと思しますので、まずはそういった観点で多分資料を大きく変更させていただくんですが今の段階で、お気づきの内容があればその議論をさせていただきたいという、それぐらいの内容でございます。
0:01:24	はい。規制庁、カミデですと、今説明にあった重大事故側でも、
0:01:32	地震製造の別紙4-1の展開をと言いましたけどその辺は、
0:01:37	どっちに載せるかも含めて、検討だと思ってて、どっちにどうっていうところまで我々認識を持っているわけではないので、その辺は、
0:01:47	そのあたりも含めて整理をしてもらうということでよろしくお願いします。
0:01:56	はい、日本原燃谷口です承知いたしましたどっちにドアノどこに。
0:02:01	どこまで何を書くべきかっていうところもきちんと整理をさせていただきたいと思います。
0:02:12	はい。
0:02:14	規制庁、上出です。
0:02:16	その上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	その上で別紙4-15について後何を話しをするかっていうと、
0:02:25	あんまりないんですけど、
0:02:30	12ページの辺りで、
0:02:36	3ポツのところですかね、不確かさっていうことでこのばらつきだと か、隣接建屋水平2方向って言ってますけど、
0:02:46	これも先ほどちゃんとS sに対する方針を同じように展開するっていう 中で見えてくるとは思うんですけど、
0:02:56	不確かさっていう言葉でくくりにしているものでもないですし、それぞ れに対して、何でやってるのか、1件2S sにおいてはこれはどういう 位置付けなのかっていうところも、
0:03:11	先ほど言われた対応をするときちゃんと説明がなされて
0:03:17	整備されて、結果が示されると。
0:03:20	それが計算書なのか、補足説明なのかっていうのも、こういうところで ちゃんと説明を見ればわかるというような絵姿になると、理解してるん ですけど、そういう認識を持っていて大丈夫ですかね。
0:03:38	はい。日本原燃谷口です。
0:03:41	ピザにハードル上がったなとは思いましたが、きちんと考え方を整理し た上で、まずはそもそも1.2S sのその点についていうの内容、
0:03:52	どういったことなんですかということがきちんとまだ表現しきれてない んだと思います。会合の内容もしくはその会合の手前で、
0:04:01	やらせていただいてたヒアリングの内容も踏まえて、きちんとそれがど ういった通常のもんで、
0:04:06	それを考慮すると、このそれぞれ今上がっている内容のうち、きちんと 影響評価としてやっているものを不確かさとして考慮しているものでそ ういったものを、分けけてきちんと、切り分けて表現するのかなとい うふうに思いました。
0:04:20	あり、
0:04:22	何とかちょっと考えてみようと思います。
0:04:25	藤規制庁、神です。
0:04:31	ハードルが上がったというのは、
0:04:34	ちょっと我々はあまり書いたつもりはないので、そちらが低く見積もっ てたということだと思いますけど。
0:04:41	そこはきちり整理をしてもらわないと当然、許可で歌っていうところ からの展開ですから、しっかりやってくださいということですので、今介

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	護で説明、2割の云々って言われましたけどそれは書いてないっていうよりは13ページの、
0:04:58	上の方に書いていて、
0:05:01	ここでは2割、2、2割に全部込み込みなんですって書いて、しっかり書いてあるんですけど、しっかり書いた内容が我々、
0:05:12	聞いてないよっていうことで、
0:05:15	会合では、影響評価どうするか考えます程度の話。
0:05:19	ここに全部入って話をPTCここもなかなか初にというか、考え方がずっと受け入れられないところなんですけど、
0:05:30	この辺りってどういうふうに考えてますか。そもそも、
0:05:37	基本設計方針に、
0:05:40	これを書くのかっていうところから、違和感もあるんですけど、この辺り、どういうふうに今後ブラッシュアップしていくのか、考えがあればお願いします。
0:05:55	はい。日本原燃谷口です。実際の会合の中でやらせていただいた議論と、
0:06:03	実際にその会合の前に、実際にその会合に向けたヒアリングとしてさせていただいた議論と、ちょっとその辺も今きちんと切り分けないまま、
0:06:15	資料として構成をしてしまっているの、そういったことで、いやお前、そんなこと言ってなかったじゃないかみたいなことにちょっとなってるのかなと思いますので、ちゃんと段階を踏んで、
0:06:27	その1.2S sってどういうふうにして、決めているものなんですかと、いうことをきちんとご説明をする必要があるのかなと思っています。
0:06:38	その上で実際
0:06:41	決めた、2割増しっていう評価。
0:06:45	が、まずは、評価の対象としてあった上で、
0:06:49	今回、その評価に対して反映するべき
0:06:55	考慮する、するべき不確かさの考慮の内容ってどんなものがあるんですか。それって、その全体の2割から見たら、どんなもんなんですかっていうようなことが、きちんと展開する必要がある内容なのかなというふうに思いました。
0:07:12	はい。規制庁、梶です。あと介護との関係でいうと、
0:07:20	建物終局まで見た上で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:26	それでも許容値の判断基準としては、S sと同じみたいな話をされつつ、
0:07:34	基本的には4000までか4000というか、終局まで見ると、
0:07:39	いうときに、プラスアルファで、設計的な手当も当然考えないと、普通の設計じゃ
0:07:47	なかなか成立しませんねっていう話で、そこをちゃんと整理をするという話なんですけど、
0:07:53	それが多分4-15辺りに出てくるんじゃないかなと思ったんですけど、特に書かれてなくてですね。
0:08:00	先ほど別紙の十時02ですか、については整理がされないまま、昔、説明があったようなものをそのままくっついてるっていう状況ですから、
0:08:12	そのあたりも含めて、きちんとパッケージとして、1.2S sに対する設計方針、
0:08:20	いうことを説明していただかないと思ってますけどそのあたり認識は合ってますかね。
0:08:27	はい。日本原燃の谷口です。今おっしゃっていただいたどんな考え方でどんな条件で何を設定してっていうのが、上流側というところの、
0:08:38	30条と27条の切り分けで今30条の中に、27条の内容が、書ききれてないというところがそういったところに出てきているんだと思います。
0:08:47	なんできちんと上流側として整理をする内容として今日ヒアリングをさせていただいた印象としてはそういった考え方は、上流側に入ってこないといけないのかなと思っていますので、ちょっとそういった整理で、
0:09:02	実際、どっちに、どういうことを考え方を覚えて、その考え方を踏まえて、計算しますっていう。そういう整理をしていくのかなと思いました。
0:09:14	はい。規制庁、神です。ちょっとなかなか具体はどうなるかっていうのイメージ掴めないところなんですけど、説明が必要だっていうことは一応理解していただけたんじゃないかなと。
0:09:26	思いますで、
0:09:28	あと13ページで、
0:09:37	4ポツ1で話があるのは、
0:09:44	基本これ壁の話をしているんですけど、
0:09:50	これも先ほども若干話をしましたが、床天井の話って出てきてないように見えますけど、その辺はどう考えてますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	はい。日本原燃谷口です。実際には先ほどの、
0:10:06	補足説明資料の議論の中で、きちんと防消火系の考え方のことをご説明するっていうそういったこともあったかと思います。
0:10:16	なのでそういった内容踏まえて、今回は評価対象として、加賀 2000 に行かなければいいんですっていうそういう流れでご説明をする必要があるのかなと思いました。
0:10:30	はい。規制庁、上出です。
0:10:34	そうですね、4-15 も、
0:10:37	最初に言ってた制限のし直してとこにほとんど含まれちゃってあまり確認するところはないかなっていう感じで私としてはこんなところなんですけど、ほか、規制庁側から何かありますか。
0:10:53	規制庁ハバサキなんですけども、基本的には今カミデから鼻 C につけるんですが、さっきの十時 02 の、特に壁とか床のところですね、説明の添付のところ、
0:11:07	それと、
0:11:08	今の、
0:11:11	別紙 4-16 の内容、
0:11:15	それと、
0:11:17	後から出てきます耐震、1.2 S s、
0:11:20	ここら辺がですね今バラバラになってって非常にわかりにくいというのとですね一貫性がないっていうのですね。
0:11:28	例えば
0:11:32	12 ページ、別紙 4-16 号、
0:11:35	12 ページ、13 ページにありますけれども、
0:11:38	例えば耐震設計条件の踏襲の話があって、耐震設計ではこういう項目をやっていますけれども、実際はどうしますっていう話が、例えば 1.2 S s のところにあって初めて出てくるとかですね。
0:11:52	非常に資料がいろんなところに発散している状況ですので、そこをちゃんと一貫通貫してわかるような資料の構成の方を心がけてもらいたいというのと、
0:12:04	先ほど言ったその壁の話とか、床の話とかですね。
0:12:10	その辺りも、この別紙 4-15 の方、ある程度やっぱり、オリエンテーションっていうかですね考え方っていうのを整理した上で、
0:12:22	後の点、資料の方に展開していただくかですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:26	ちょっと構成の方の見直し、あとそこに、
0:12:29	書く内容の軽重についてもですね、ちょっともう1回これ、
0:12:34	検討の方をしっかりとってもらいたいというふうに考えます。ちょっと具体的な内容については、またここになるかと思えますけども、そういう方向で資料の方、ちょっと再構成をお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。
0:12:49	はい。日本原燃谷口です承知いたしました。もう本当に今日議論させていただいている内容を踏まえると本当に上流側の整理が足りてなくて、なので
0:12:59	計算側に押し付けられてるもしくはその隙間から落ちていってるっていうようなことになってるのかなと思いますので、きちんと整理をさせていただければと思います。
0:13:14	コサクです。今野につきますけど、特に1.2のところの話で何まで含めているのか、含めないものをどう対処するのかと。
0:13:27	いうところの仕分けをですね、
0:13:30	それをどこでやるのかということを含めて、最初に話をしたようなところで構成を考えて整理をいただきたいと。
0:13:41	思いますけど、現状書かれてるのは、何か外れるところを書いているかのように、
0:13:48	思ってもそれが入ってますって言っちゃってるっていうのです。根本的に我々と認識がずれてるっていうような気がするんですけど、そのあたりで何か議論しておきたい、しておくべきこととかがあれば、もう少し具体的に対応方がいいような気がするんですけど、どうですかね。
0:14:08	日本原燃谷口です。今日の議論でいきますとやっぱりそういった、これって、何でこういうふうに決まってるんですかどう考えてるんですかって。
0:14:16	というのが、30条の側に記載が足りないのかなと思いました。
0:14:22	計算はもうあくまでそれを受けて、単純に耐震設計と同じように計算してますっていう。構成になるのかなと。
0:14:32	思いましたんで、ちょっと上流側できちんとそういったことを整理して記載するっていうもうそこに尽きるのかなと思いました。
0:14:42	コサクです。構成としてはそうだと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:46	ただ、今ここで書かれてるのだと材料物性のばらつきとあって、何のこと言ってるのと、それを耐震設計ではどこどう取り扱っていて、評価としてどこの部分に当てはまるのとあってというのが、インプットとはとても
0:15:01	1.2 S s というその地震動としてのインプットの場所に入ってるとはとても思えないんですよ。
0:15:08	そこら辺どう認識されて作業されてるんですかね。そこら辺の分析、
0:15:14	整理することってというのはもう何ヶ月も前に宿題になったと思うんですけどどう対応されてます。
0:15:25	はい。日本原燃の谷口です。
0:15:27	今回審査会合に向けた議論の中で、そのお話をいただいている中で、
0:15:38	1.2 っていう 2 割増しっていうのをどう決めたかというところがその当時、許可の中では、
0:15:46	エンジニアリングジャッジも含めて、それぐらいにはきちんと伝えられるようにしましょうと。
0:15:52	いうので決めたというのが私聞いているところでの認識でした。
0:15:57	そうやってある程度のイヤーとして決めているものに対して、そういった細かい不確かさの影響なんていうのは、そもそも考慮する必要がないとか考慮する範囲としても、
0:16:10	そんなどうでしょうね正確性をもって、その評価をしているものではなくてその 2 割増しの地震動に対しても、
0:16:18	きちんと耐えられるんじゃないですか。すいませんコサクです。谷さん申し訳ないです。今言われてるやつはもうさんざん聞いてるんですけど、えいやで決めたといってもそのエリアの中に何を含んで嫌なのかっていうことは考えましょうねっていうことで、
0:16:33	もしかしてそれで宿題は全部チャラになったと思われてるってことなんですかね。
0:16:40	日本原燃の谷藤ですちゃらちゃらという認識はなかったんですけどでも、正直に言うと、そこに含まれてるって、
0:16:50	いうことで整理するんじゃないんですかっていう、議論をしてたかなと思ってました。
0:16:57	それを私はちゃらって言ったんですけど、そんなことはなくて、地震動を定めるといったときに考えるばらつきについては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:07	1.2 っていう中に入ってるでしょうということであって、うわものについてのばらつきを、地盤に押し付けようなんていうそんな非合理的なことは我々言ってないですよ。
0:17:22	大上谷藤です。な、目黒の評価としてはす。今までお話をさせていただいた内容で、その機器の評価としては違うよっていうそういう、
0:17:34	いや、ごめんなさい。深見コサクですけど、材料物性のばらつきって何のこと言ってんですか。
0:17:41	これ地盤物性のばらつきの、
0:17:44	イメージでした。
0:17:45	それだと、用語が違くないですかね。まだそうですねその書いてあることがよくなかったです。
0:17:54	はい。すいません。補足ですけど、耐震
0:17:57	のこちらの側に聞きたいところもあるんですけど、隣接建屋とか、水平2方向鉛直ってこれはどう扱うんすかね。俺も何か別じゃねえかって気もするんですけど。
0:18:12	アクセ長カミデです。当然、中に入ってるかっていうと、
0:18:18	相手はいなくて一方13ページに、
0:18:25	説明で言うと、2割上乘せしている中にはいろんな可能性がありますよねただそれは全部見てるわけじゃなくてその基準地震動の2割分だけ何か入ってます。そその程度でしか説明がつかないことだと。
0:18:39	思ってます。で、
0:18:41	一方で、
0:18:44	隣接建屋も、地盤物性のばらつきもそうですけど、
0:18:50	基準地震動が解放基盤表面における基準地震動を単純に1.2倍したっていうものに対して、もうは形としてはかなり、もうその時点でも、八尾八景をしていて、どこまで、
0:19:04	精緻に、それに対してばらつきを見る。
0:19:08	そ、その結果、OKだからといって、じゃあ何が証明できるんだっていうところもあって、それも含めてその設計的な手当っていうのも相まってですね、
0:19:21	1.2 S s に対して、重大事故地震に対する重大事故に対して、機能が維持できるっていう説明が、のパッケージとしてなされるんだと。
0:19:32	ああいう形で考えていたところですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	こそです。すいません。本当は原燃が言わなきゃいけないような部分をちょっと踏み込んでいていただいちゃったような感じでありまして。
0:19:46	結局は伊達建屋の評価にあたり、入力となる地震動、
0:19:53	としてどこまで考慮をした。
0:19:56	ものということでの一定にするかという話Cなので、
0:20:02	結局元に戻りますけどももとの耐震設計でどここのプロセスの中で、どこまで考慮するのかということを中心に整理をして、
0:20:13	対応いただくと。
0:20:14	ということなのかなあというふうに思います。特に
0:20:18	うわものと私言ったのは、スペクトル出して拡幅してみたいなところは当然、淡々と同じようにやるんでしょうと。
0:20:28	というような古藤だと思えますし、そこ言うところの論点をクリアにするためにもどの場所でどういうふうなことってということだと思っておりますのでよろしくお願いします。
0:20:40	谷さんわかりますか。
0:20:43	はい。日本原燃谷口です。ありがとうございます。解説までいただいても、申し訳ないです。
0:20:49	実際建物としてどういうことを考えて今言ったように言って、していて、それってそんなに
0:20:56	きちんと議論をして、細かいところで決めたものではないのが、まずは地震動としてあって、
0:21:03	それを設備として評価をするのってそれはまた違うステージですよっていうことをきちんと、
0:21:08	区分けして書くのかなと思いました。
0:21:11	スペクトルはすみません床応答の内容は従来の耐震設計を踏襲しますねってということで、従来からやっている拡幅の内容を、同じようにこっちでも展開をして計算するって、それはそういうふうに思っていましたので、
0:21:26	ちゃんとそれが見えてわかるような形で、内容として整理をしたいというふうに思います。
0:21:45	規制庁、上出です。
0:21:48	その辺りまずしっかり頭の整理をして、
0:21:52	表現をすると、また表現する場所も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:56	どこなんだっていうところも含めてですね、何回も今日おんなじ話をしていますけど、
0:22:01	整理をお願いします。
0:22:07	よろしいですか。二本柳部長ありがとうございますそれはきちんと上流側でセールス整理すべき内容なんだってというのが今日のお話かなと思っていますのでちゃんとそれを、
0:22:17	記載したいと思います。さっきの床応答でいきますと本当にこれは申し訳ないです今回等でこの資料の別紙っていうことで、付けるスペクトルをちゃんとつけないといけなかったんですけどちょっとそれを忘れていてですね。
0:22:31	実際それはか工夫したスペクトルで評価しますっていう、いう内容をおつけするということで考えていました。
0:22:37	以上です。
0:22:40	規制庁、上出です。加えて、ちょっと1点不安に思ってたところがあるので、
0:22:49	ここで今話を聞こうと思いましたが先ほど
0:22:52	私が話をした中にその設計的な手当ってというのが、大事なんじゃないかという話をしましたけどそれが先ほどの補足説明で言った。
0:23:05	説明はちょっとひどいですが、埋めかなーの考慮であったり、配置的な考慮をするのだとか、いろいろ考えられると。
0:23:14	なんですけど、そういう手当が大事なんじゃないかと思ってるところです。
0:23:20	今回の計算結果を見ると、
0:23:24	標準ケースだと、耐震平均は2000マイクロ収まっているんですね。
0:23:30	また補足説明資料を見に行っても、ばらつき係数でも、単純に地盤のばらつき、地盤物性のばらつきだけでなく、建屋物性のばらつきも込み込みで、
0:23:44	評価をすると2000マイクロに収まっているっていうことで、何か表面上の結果は2000マイクロ以下だから、もうこれでいいでしょうって。
0:23:54	言わ0ないですよって若干不安に思ってたけどそこは大丈夫ですよ。要は評価で満足しました、もう設計的にやって何も言えませんが考えてるわけじゃないっていうのは、
0:24:05	ちょっと認識合わせておきたいんですけど、どうですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	はい。日本原燃谷口です。一旦我々として終局状態としても大丈夫で、それを踏まえて、従来のS s 設計と同じ教授にしますね。で、その中にはきちんと、
0:24:21	今おっしゃっていただいたような設計上の手当がありますっていうことをまずは一旦お話をした上で、計算をしてみたら、2000 入りましてっていう、いうそういう流れになるのかなというふうに思っています。
0:24:34	はい、規制庁間ベースまずその点はわかりました。
0:24:40	他、規制庁側から何かありますか。
0:24:50	特になければ原燃側から4-15 ということで一旦振り返りをお願いします。
0:24:59	はい。日本原燃谷口です。今回のこの4-15 につきましてはもう
0:25:05	金大野のヒアリングの前半にありました、その耐震の中で評価すべき内容が、今の重大事故の条文の中に表現がしきれていないので、
0:25:16	なんできちんとした考え方が整理されないまま、その計算書の方に落ちてきているので、
0:25:22	きちんとそれを、上流側で整理をして、記載をするということだと思っています。
0:25:28	その実際のそのS s のでき方も含めて、きちんと表現をした上で、こういう考え方ででき上がっているものだから、評価をし、これについてはきちんと考慮が、
0:25:41	入っているというか、そのコストの細かい議論をするような精緻な議論ができるようなものではないのできちんと、まずは1.2 に対して評価をしますと。
0:25:53	いうことも、今日の今の時点で私自身は、それをちゃんと上流側で整理をするのかなと思いました。
0:26:01	計算の内容についてはそれを踏まえてどんな計算をしますするんですかということ、こっちで整理をしていくんですが、先ほど申し上げたその拡幅をきちんとやって機械側の方は評価をしていきますということなんだと思います。
0:26:15	そこで決めている許容値が単純にS s と同じものを持ってきてるということではなくて、一旦、その終局状態に対しても大丈夫なように設計がされていて、それに余裕を含めるために、
0:26:29	S s の評価結果を持ってきているんですっていうそういう流れで整理をすることで考えています。ですのでまずは一旦、終局状態に対してきちんと設計上の手当がされていると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:40	いうことをきちんとお示しする必要があるということが今日お話をさせていただいた内容かなと思いました。で今回
0:26:48	壁の評価のことについてだけ述べているんですけどその手前できちんと床と天井をどんなふうに扱っているんだと、いうことを説明しないといけないと思っています。これも
0:27:00	今日の私の印象では、上流側できちんと整理をして示す内容なんだというふうに思っています。
0:27:10	宇部CEOの15につきましては、以上でございます。
0:27:17	はい。規制庁、上出です。
0:27:21	設計的な対応っていう意味で、
0:27:27	先ほどの十時02ですかね、最後のサポート外れてもみたいな話を鶴してたときに、
0:27:36	話で、
0:27:39	標準支持Kakehiピッチでやるからって話をしてたんですけどそ、そこも別にしてピッチでやんなきゃいけないと思ってるわけではなくて、
0:27:48	こういう考え方、外れてもっていうのはあれですけど、他失点で必要なサポートだけ。
0:27:55	をまず見るとかですね、いろいろあるんじゃないかなと思ってますので、
0:28:03	その辺は事業所が考えることですけど、
0:28:08	網羅的にいろんなことを、
0:28:10	考えてきちんと設計、
0:28:12	設計であったり設計方針として、きちんと説明できるようにということで、よろしく願います。
0:28:20	はい。日本原燃谷口ですありがとうございます。ちょっと我々思ってしまったのが、今、通常のS sに対する設計としてあるものに対して、
0:28:31	1点になってどうなるかっていうちょっと頭になってしまっていましたんで、従来あるやつ、いくつか外れても大丈夫って、そういった説明になってしまっていました。
0:28:43	ちょっとそれは一旦フラットにリセットした上で、実際に1.2S sに対して、まずは設備としてどういうふうに配置されることで、どういう設計になっていて、だから大丈夫なんですって。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	いうことをご説明できるように整理するのかなと思いましたのでちょっとそういったことで、再整理させていただければと思いました。
0:29:04	はい。規制庁上出です。
0:29:07	藤。
0:29:08	それでは、次に次の資料は、別紙4の16ですね。
0:29:17	今日、
0:29:20	ほかにも幾つか資料があって1.2S s01と、あと耐震建物30ですかね、あるんですけど多分、
0:29:29	時間でいうと4-16の途中までっていう形になりそうだと思いますで、
0:29:38	残りの部分は金曜日にまたヒアリングの枠を取ってますんで、そこでもってますけど、事業者としてはそういう進め方でよろしいですかね。
0:29:51	はい。日本原燃谷口ですそのように対応させていただければというふうに思います。ありがとうございます。
0:29:57	はい。規制庁、深見です。ではまずは1ページ表の16を進めたいと思いますが、事業者側から説明事項があればお願いします。
0:30:11	日本への投資でございますこちらの方の資料といたしましては1.2S sに対しての建屋の耐震評価という形になってございます。こちらの方の内容としまして評価内容としましては4月の審査会合の方で、
0:30:25	ご説明さしていただきました内容に基づいて、一番わかりやすいのは3ページ目のほうにフローの方が記載させていただいてございますけども、
0:30:35	こちらの方のフローに基づきましてまず層としての地震応答解析結果に基づきまして、その全体的な変形の評価といったところでそのせん断ひずみ度っていったところが、
0:30:46	基本的には2000枚ぐらい内に入るといったところの確認を実施していくといったところと、各部に対する評価といたしまして、そちらの方の変形する、その者に追従できるような形で壁がなっているのかといったところで、
0:31:00	耐震以外のその他の壁といったところに対してその変形が追従可能であるといったところの共同評価のほうを実施しているといったところでございます。またあわせまして勝鍋島氏も先ほど尼崎さんからご指摘の方ございましたけども一応当社の方といたしましては、
0:31:15	浴衣床の方の評価といたしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:18	面内と面外こちらの方の両方の側面の方から、検討の方いたしましてこちらの方が、面内の方でいきますと仙台日比近藤千田日比かであるといったところと、面外の方としましては、20Hz以上の硬さを有しているといったところをもちまして、
0:31:34	稼働しても十分こうだねといったところを確認しているといったところでございます。
0:31:38	こちらの方の評価を各々実施いたしまして、うまく、各評価の方を、結果の方、計算書という形の方で取りまとめているといったところでございます説明は以上でございます。
0:31:51	はい。規制庁カミデです。それでは確認していきますけど、まずこれまで方針のお話をずっと聞いていて、
0:32:04	S s に対する資料の構成はちゃんと合わせましょうと、合わせてくださいねという話をし、していたんですけどその計算書の方もですね。
0:32:15	S S の方とは構成が異なっているようなんですけど、
0:32:20	なぜこういう構成、1.2S s はこうした方がいいと思う。
0:32:25	そのあたり、考え方を説明いただけますか。
0:32:30	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらの1.2節の計算書を作った時の所長とかこの図書の構成についての考え方なんですけれども、真壁さんのイメージされているのが設計基準の方では、
0:32:42	まず地震応答計算書があって、そこからの耐震計算書といってその各要求機能に対してこういう評価をやってっていうようなところを評価結果まで示すというこの地震と計算書と、
0:32:53	耐震計算書の二部構成、間に印刷の構成になっていたのが何で1冊になっているかというところだとちょっと認識したところなんです。今回この1.2S s の本なんですけれども19ページのフロー、今先ほど富樫から説明があったものの通りなんですけども、
0:33:07	まずこの一番まず評価の方針を決めた上でそのあとに地震応答解析をやる、最後に評価の方耐震評価を各部位に対してやるということで、こういう順番になってます。これが何でかと言いますとその前の、
0:33:20	18ページのところで書いている通りなんですけれども、まず、方針側の方でまとめられております、この今回燃料加工建屋ですけどここに求められる要件というのはいまして、
0:33:32	これを受けてどういう評価が必要なんだろう各位ごとにどういう評価が必要なんだろうというところを、これちょっと経産省の中でもうたった上で、その上で地震応答解析が必要で地震応答解析をどういう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:44	評価手法指標例えばひずみとか、そういったものを使うかというのを決めた上で、それに基づいて地震応答解析をやって最後に、それを使って各部位の評価をやってっていう構成になっておりまして、最初は計算評価の方針から比木応答解析と耐震評価を流れていくような、
0:34:00	形での説明構成が望ましいと思いました。ですのでちょっと今デービーの方での先ほど申し上げた2冊構成とは違って、そのすべてについて、評価のやり方、評価の
0:34:12	実施、評価の結果を1-1冊にするというところでまとめたというのが、考え方のところでございました。ただすいません最後になりますけれども基本方針側でそのDB側と構成合わせるっていう話も、
0:34:23	当然コメントとしていただいているのは認識しておりますので、そちらとし、そちら等も不満は、そちらで直される内容も踏まえましてちょっとこちらの方も必要であれば、DBの方と合わせたような形で直すようなところで前の方と整合をとって修正の方させていきたいと思っております。以上です。
0:34:44	はい。規制庁、上出です。今最後に説明いただいたところで、構成としてはほぼすべてかなという感じがしますので、
0:34:57	細かいことはもう言わないですけど、
0:35:01	言われたように、フローがあったり、19ページのフローであったり18ページで、整理してるんですけどっていうのが、今度これはDBではこれも方針側で説明していることであって、
0:35:14	そっちに書かれるんでしょからそうすると、計算書の構成も、だんだんDVによっていくんじゃないかなというのは
0:35:24	認識いただいたと思いますので、
0:35:27	何もかにもDBと同じじゃなきゃいけないということではないんですけど、
0:35:33	きちんと同じ、同じ考え方っていうんですかね。
0:35:36	きちんと整理された状態で、CEOが作られる。
0:35:42	いうことで、
0:35:44	対応いただければと思います。よろしくお願いします。
0:35:49	日本原燃の大瀬ですかしまりました正しく直す方針についてもこの古井までのところが、前段の方できちんと記載されるべきものとして先ほどまでのコメントのやりとり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:59	踏まえてもそうだろうなというふうに思っておりましたのでこういったフローについて方針がの方に書いた上で、計算書、地震応答解析の計算書と、あと各要件になら、即しての耐震評価そういったところの本の、なるべくDBの方に合わせていくような形で、
0:36:15	記載して参りますんで、よろしくお願いたします。
0:36:21	うん。規制庁上出ですよろしくお願いたします。
0:36:25	阿藤。幾つか細かい点を確認できれば、
0:36:30	と思いますが、
0:36:33	18 ページの表も、構成はまた、考えられるってということなんですけど、
0:36:41	耐震兵器以外の壁についてですね。
0:36:45	1.2 S s 数のパートでは説明があるんですけど、
0:36:53	S s のときにはこれどうなっているのかっていうとあんまり説明がされてなくて、
0:37:00	何で 1.2 だけ、この説明が出てくるのかっていう、その辺の考えを説明いただけますか。
0:37:13	日本原燃のオガセでございます。基本的にこの S s までの評価の方につきましては、例えば弱ですとかそういったところの考え方に基づく、耐震設計を行っております、
0:37:26	その中では、その他例えばこの耐震駅以外の壁とか床とか、そういったところにつきましては 2000 万いわゆる 2000 マイクロ以内であれば、その耐震駅なりの建屋の変形に追従するので、
0:37:37	評価としては細かいところが規定されていないというところになってございます。デービー側の耐震設計はそれに基づいてやっておりますので未裔その詳細な評価までは触れていないというところでございます。
0:37:48	ただこの 1.2 倍の S s に対しての評価っていうところになりますと、まず地震力が基準地震動を超えるような地震まで想定しているということのでその建屋に求められる要件としても、各部位の例えばびび割れとかそういったところに着目した評価になっているところでございますので、
0:38:06	そういったところの、本当に通じデービーの方では追従できると S s レベル等追従できるとしていたところが、1.2 先生でもは 1 点制するの果たしてそうなのかというところを、ある程度定量的に確認すべきだろうと、そういうような観点でこの 1.2 ではそういう評価の方

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:22	D Bではやってないけども加えているといったようなそういうようなところの位置付けだというふうに考えているところでございます。ご説明以上。
0:38:30	規制庁カミデです。
0:38:34	これも方針側になると思うんですけど先ほど言っていた設計的な手当てという中の一つで、その耐震駅だけじゃなくて、他もちゃんと設計、
0:38:45	していると、それをさらに確認するんだということなのかと思いましたがのでちゃんと方針側で、
0:38:52	整理がされてっていう古藤になると思ってますので、対応よろしく願います。
0:39:02	日本原燃者でございますはい。先ほど神谷さんもおっしゃっていただいた重大事故ぐらいに書いてあるっていうのも重要事項、対象設備を設置する壁が耐震壁以外のものもあるということを前提に、
0:39:15	設計として何か考慮すべき事項がないかというのを展開しているつもりであります。ただそれが今全然繋がってなかったり、それぞれ書くべきところに展開されてなかったりっていうところが、
0:39:25	生後 10 日中かなと思ってますのでそこを全体整理した上で、書くべきところに変えて紐づけをしたいと、いうことをやりたいと思います。以上です。
0:39:36	はい。規制庁、赤嶺です。今石原さんが言われたのは、タイヘキ以外にも、衛生設備取り付けますっていうのは、
0:39:46	李 B 側でも、別に耐震兵器以外に S クラスの主事、直接支持構造物をつけたりもしていてそこは同じ状況で、何が違うかっていったクライテリアを 2000 に絶対おさめるかそうでもないかっていうところが、
0:40:00	気はしますからその辺、
0:40:05	何、何ていうか間違えないようにっていうのはあれですけど整理をしっかりしてもらえればと思い
0:40:16	はい。常銀西田でございますはい。承知いたしました。はい。
0:40:24	規制庁、カミデです。
0:40:27	次に、
0:40:29	21 ページですけど、
0:40:36	3.2. 1 で、誘発上下動の話が 1.2 S s では出てくる。
0:40:43	で、
0:40:44	S S ではやってなくて、このあたり接地率の閾値とかの考え方って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:50	D B 側も含めて、何か書いてありましたっけ。
0:40:57	はい。日本原燃のオガセでございます。そちらにつきましてはテレビの方でも使い分けモデルの使い分けっていうところについてはご説明はしているところでございまして、T B 側の方ではまさしく今赤嶺さんおっしゃったような設置率が、
0:41:11	それほど悪くなるようなものがなかったところでしたので、全部S R モデルで行ったというところでございますんで、確か新鹿じゃないすみません、D の方の地震応答計算書ではそのモデルの使い方、使い分け方のフローみたいなのところも書いているところでしたのでそれと同じ考え方で、
0:41:27	今回実施しているというものでございます。ちなみにその結果が 52 ページにちょっとこの今回の 1.2 S s に関しての評価では結果としてはきちんと載せているところで、
0:41:38	ございまして 52 ページのところの 3 ポツ 5-1 表というところで 1.2 S s で①から③、①がいわゆる S R モデル、②が今回追加で追加した、追加で実施した誘発上下動を考慮するモデルというふうになっておりますが、
0:41:53	この②というところが、どこが、
0:41:56	すいません、一挙に× S の C 案のところに出てきているというようなそういう形になっておりまして、繰り返しになりますがその考え方については、J B でご説明しているものと一緒ということで、一緒ということになってございます。以上です。
0:42:10	はい。規制庁、上出です。方針を整理した上で、
0:42:16	耐震、
0:42:17	の、経産省側でも、要は設置率が何%だから、やりますみたいなことを書いているもしくは
0:42:26	基本方針を読み込んでここのフローに従って、一部使います、一部誘発上下コード種誘発上下校了モデルにしますみたいな話が、
0:42:37	あると、単純に見やすいなっていうだけで、その辺りは生産レベルですけど、よろしく。
0:42:47	権現音合わせですかしこまりました記載のほう精査いたします。
0:42:57	はい。規制庁、カミデです。
0:43:09	次に、20、
0:43:12	4 ページですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:19	へえ。
0:43:20	24 ページの表で、これ、DBと同じ。
0:43:27	諸元だなんていうのは確認したんですけど、
0:43:31	DBの計算書と比較しながら見ていくと、Tだと次に地盤の初期物性値とかひずみ依存特性のデータは、
0:43:39	入ってきてたんですけど、1.2S sだとそれがなくなるっていうのは何ですかね。
0:43:46	すいません日本原燃のオガセでございます。一応ですねこちら考え方といたしましては、このいわゆる建屋の串団子のモデルとあと諸元の表というところについては今回誘発上下動モデルっていうところで、DBの時には説明していないモデル。
0:44:03	を使っているところだったのでこの建屋の串団子のモデルとその諸元のパラメータ表というのはつけさせていただいた次第です。一方で地盤につきましては、この21ページの文章に書いているところなんですけれども、この地盤の物性値につきましてもDBで使っているものと同じ。
0:44:18	植物に基づいてやっていきますというところを記載してございますので、それを受けて表としてはもうDB側というところのものになって、今回この資料上は、改めて記載しないというところで考えて書いてございました。
0:44:32	ただ先ほどのちょっと文章の記載でどこがどこ、デービーを読んでどこはDBから変えてるっていうところをちょっと明確にもうちょい書くとその辺の対応がわかるようになるかと思imasのでそのようにちょっと先ほどの修正と合わせて、
0:44:45	見直しの方かけたいと思います。以上です。
0:44:50	規制庁カミデです。すいません見直しの方針をもう一度説明いただけますか。
0:44:57	はい。日本原燃のオガセでございます。見直しの方針としましては、今回モデルはその建屋の串田のモデルについては誘発上下動というところで、そのデービーの時に使っていなかったものがあるので、図を改めて示すということを明記する。
0:45:12	地盤モデルについては、デービーから変えていないので、それ変えていないというところについてきちんと明記するところを書いた上で、まず表については今の記載しているものの通りになるのかなというふうに考えてございました。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:27	はい、規制庁カミデその辺りがあるんですか 24、21 ページのモデルの説明のところに、
0:45:35	今ざっくり飛ばしてるような感じですけど、きちんと書くっていうそんな感じですかね。
0:45:45	日本原燃のオガセです。おっしゃる通りでございます。今ざっくりと DB の規模計算書類のものをいって書いてますけどそれをきちんとちゃんと細分化して、どれがそのまま、どれが変わっているかというところがわかるように、21 ページの文章で書かせていただきます。
0:46:03	はい。規制庁カミデです。わかりました。
0:46:07	次少し飛んで、
0:46:11	49 ページですけど、
0:46:17	入力地震動のところで、
0:46:23	ここって、これも DB を、
0:46:28	ざっくり呼び込んでいるっていう感じですけど。
0:46:32	やっぱ 1 件 2 A 数。
0:46:34	ですから、その地震動の読みかえとかもそうだし後、
0:46:40	加速度スペクトルとかも、
0:46:43	何かないのかなっていう気はするんですけど、何かどういう考え方なんですかね。
0:46:49	日本原燃のオガセでございます。確かに今おっしゃっていただいた地震動の読みかえはすいませんちょっと全体通して書いていないところだったので記載が必要だなと思いましたがそちらについては拝承です。で、これからの何の A としてスペクトルとかを書いていないというところにつきましては、
0:47:07	地震力として小崎かな、当計算に用いる地震動としまして、この基準地震動 S s の加速度振幅を 1、二倍した地震動を使うというところをちょっとどこかに書いていたんですけども、
0:47:21	あ、すみません 21 ページですね、21 ページのところの一番上のところでございます、そういうところを記載させていただいてございました。ですので実際見た目としては本当に係数倍しただけというところですので改めて、
0:47:33	基準地震動 S s 脳波形なりスペクトルを DB 側で書いているところですので改めて示し直す必要はないかなと思って記載をしたところ記載のほうは省略していたところございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:45	もしあった方がよければ全然立つ分には問題ないというふうに考えてございますが、当社としてはなくても、説明はできるのかなというふうに考えているところでございます。
0:47:54	以上です。
0:47:57	規制庁上出です。
0:48:00	D B側でそこでは形を載せてるっていうのも、
0:48:05	絶対必要なのかっていうのはよくわかんなくて、
0:48:10	何かホカホカというか添付のところにも、
0:48:14	当店。
0:48:16	基準進藤。
0:48:18	確か添付資料とかもあったはずなんで、
0:48:21	何か2回出てくるのもなあと思ってたんです。ですけど、D B側はどういう意図で、そだちは形を載せているんだっていうのがあれば、説明をお願いします。
0:48:34	日本原燃のオガセでございます。現状のデービーの地震応答計算書で、今どういうふうに書いているかという観点でいきますと、その解放基盤での地震動については、今デービーでの地震応答計算書からは決して、
0:48:48	あくまでその耐震設計の基本方針のS s - Dの概要ですが、そちらの方で記載しているところでございますので、基本方針側の修正等もあわせてなんですけれどもこの1.2S sのそのハケを入れるのもあくまで基本方針側で入れるとすれば、
0:49:03	入れるべきで経産省側ではわざわざ入れないというところになるのかなというのがデービーとのトーン取った絵は、修正方針になるのかなというふうに考えてございます。以上です。
0:49:14	規制庁、上出です。
0:49:19	どこに載せるか。
0:49:21	問題ですね確かに計算書に載せるといろんなところの計算書でこんなのが出てくるんで、効率的でなので、
0:49:30	効率的でなくなってしまうから、そうすると、基本方針側になるのかなっていう感じはしつつ、その辺も踏まえて方針からまた整理をいただければと思います。
0:49:46	日本原燃オガセですかしこまりました。
0:49:52	あと同じく49ページの3.4で、
0:50:04	解析方法と解析条件で同じ方法により実施しますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:09	ずつですね、そすぐ下に 3.4. 1 でここは違うっていうのがあるのもう少し丁寧を書いてくださいねっていう話なんですけど、ご理解いただけますかね。
0:50:23	日本原燃のオガセでございます申し訳ありませんかしくまりましたところが同じところまでが一緒に、どこが一方が違うので下に説明するというようなところをきちんと丁寧に書かせていただきます。以上です。
0:50:34	はい。規制庁、川路です。
0:50:37	その意味でいうと、
0:50:40	要は、
0:50:42	このDB側の呼び込んでいるところでいくと、地盤物性のばらつき見ますとかっていうこともちゃんと書いてますし、
0:50:49	そういうところで、実際やってることを、ここで説明してることの会議が出てしまうので、
0:50:57	丁寧に見て、ちゃんと説明するっていうことをお願いします。
0:51:05	元オガセですかしくまりました。
0:51:11	規制庁岡見です。
0:51:15	あとこれ呼び込むのは、
0:51:17	応答計算書だけでいいのか。
0:51:23	構造計算の方も呼び込まなきゃいけないのかって、
0:51:28	というのはどっちですかね。何か冒頭計算書だけの内容でもないような気がしたんですけど、どうですか。
0:51:36	日本原燃のオガセでございますこちらのところにつきましてあくまで地震応答解析をやる場所だったので、あくまでこのデービーの地震応答計算書だけを呼び出すというところで、
0:51:47	書いているところでございますこれで問題ないというふうに考えているところでございます。
0:51:55	はい。規制庁カミデです。わかりました
0:52:00	ちょっとどこかで、そういうのがあったような気がするのでまた思い出したら、お話をします。
0:52:06	ていうのは、最初に話をした、
0:52:11	DBとSAで、DBと言って2S sで、構成が違うっていうところの、一つの不具合が出ているところで、呼び込むところが、
0:52:23	二つ書かなきゃいけなくなっちゃうっていうところが、多分出てきていると思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:31	このまま行くんだったら注意してくださいねという話なので、そういうことと理解してください。
0:52:40	日本原燃大瀬ですかしこまりました全体の方針関係の修正に合わせてこちらの呼び込みを訂正され修正されていくと思いますので、その上で今ご懸念されていたところについては注意させていただきます。以上です。
0:52:57	はい。規制庁、上出です。
0:53:02	この後もいろいろあるんですけど、私は次4ポツになっていて、ページ数でいうと61ページ。
0:53:12	からなんですけど、
0:53:15	それ以降もいろいろあってということなので、ちょっと、
0:53:20	一旦、この3ポツまで、要は60ページまでの内容として、他、規制庁側からお話しておきたいこと、全体構成も含めて、
0:53:32	何かあれば、
0:53:34	お願いしたいんですが、いかがでしょう。
0:53:47	集中中です。ここまでのページでちょっと1点。
0:53:51	によりまして、ページでいきますと26ページから28ページに、
0:53:59	今回の1.2S sを使った計算結果としてせん断ひずみ分、
0:54:06	言います。
0:54:07	先週でしたか耐震建物08で1.0S sの結果を示されていて、そのなかでもいろんな考察等もされているんですけどそれと比較すると、
0:54:20	ちょっとこの1.2S sを使ったときに、地震動によって現れる傾向というのがちょっと変わってきていて、
0:54:26	例えば、耐震建物08の方は、
0:54:32	S sのC1ですかね。
0:54:34	で、角田ひずみが46メートルの少し上の方でできたりしてそれに対して何でかっていう考察を、
0:54:42	建物の端の方でされていたかと思いますが、一方でこの1.2S sの結果ってというのは、
0:54:47	S sのC1ではそういった傾向がなくなって逆にS s - D2Bさんですかね。
0:54:54	こういった傾向が出てきているので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:57	こういった地震動がちょっと変わったことによる結果の違いっていうのは、おそらく、使ってるモデルの違い、先ほど誘発上下動モデルを使ったというふうなお話もありましたし、
0:55:09	地震動そのものが変わったといいますか、変わったことで、
0:55:14	地盤の物性値なんかの変化とかも把握ということかと思しますので、おそらく問題はない結果と思いつつもですね、江藤耐震立野 08 ではそういうやや高いところでピークが出ていることについての考察をしてるに對して、
0:55:31	木谷 S S は特にこれについては触れられていないということもありますので、
0:55:36	この 1.2 S s の解析結果が妥当であるということは、ちゃんと事業者の方で確認した上で出していると当然、思っていますけども、それがわかるようにですねきちんとこう異なる形、
0:55:47	傾向が出ていることについての説明はしていただきたいと思っていますが、まずこれについて、解析期間妥当性等についてはどのように確認しているのか、まずご説明いただけますか。
0:56:02	はい。日本原燃のオガセでございます。こちらにつきましては今岸野さんおっしゃっていたのは S s の時ですと、S s の C 案ですねの時だと、いわゆる S S C ワン自体の波が持つてる確率周期と地盤の
0:56:18	等価線形後の透過等価線形化というか、下の計画の固有周期という地盤の固有周期というところがあっってしまうと、それにそれを基づいてそれによつての工事ピークが出てきてしまってちょっと地盤のひずみの大きいところが上の方に出ていたというところ。
0:56:33	というふうに思っておりますんで、それに対しまして今の先ほどおっしゃっていただきました通りこの 1.2 × S S C 湾のところではそういった傾向というのはいえられていないというところでございます。
0:56:43	やはりこれというのはですねこの 1.2 倍の S S C 湾の方が地盤のひずみの方がやっぱり大きく出ているというところもございまして、それによつてやはり地盤の非線形状況が S s と同じ形の波であれ、
0:56:55	波の大きさが違うせいでその地盤のひずみの量が違う、つまり収束物性値みたいなのところも違うというところもございまして、成立の時には卓越周期と固有周期があつてしまつていたところがずれてしまつたんだろうというところ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:08	その結果としていわゆる一時的な変形特性みたいところが卓越して、1.2の接種案では下に張りつくような、ひずみの分布特性になったものというふうに考えてございます。
0:57:18	そういったところを一応ちょっと考察のほうでは書いて確認はしているところでございますのでちょっとその辺を、今後、計算書の別紙ですかね、のところのまとめの前あたりにもちょっと記載をするようにさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:57:33	またちょっと補足説明資料の08耐震建物08の方では、まさしく今出ているS sのCは1.0のSSC湾のところに対して、他のS s - Aとの違いというところで観点で確認していたところでしたので、
0:57:47	そちらの方でちょっと今のところ出てきていないところございましたけどもそちらの扱いの方もちょっと考えさせていただきたいと思っております以上です。
0:57:54	清千野キシノです。はい。一応解析結果の妥当性確認した上で出しているというご説明かと理解しましたので、その妥当性CSの考察という形で示していただくようお願いします。
0:58:08	上本どこに示すかについてはですね今大庭さんおっしゃってましたけども、説明の構成ってのは再度いろいろ検討されるという話はこれまでのやりとりもありましたのでそういったことも、
0:58:20	耐震建物0月の過去の資料なのか、どこで示すの妥当なのかっていうことも併せて検討していただいて対応の方を審査したいと思います。よろしいでしょうか。
0:58:31	はい。日本原燃の長谷でございますその補足説明資料等が計算書の別紙なのかと他に計算書との横並び等もあるかと思しますので、その辺のところどの考察入れるかというところを検討させていただきます。以上です。
0:58:43	規制庁の岸野です。はい。その方針でよろしく申し上げます。私から以上です。
0:58:51	規制庁ハバサキなんですけども、今の話って資料69ページから1S sに対して、
0:58:58	投下し、逐次線形と比較して妥当性確認してるんで、
0:59:03	どこに今の話を盛り込むかってのはあるんですけども、ちなみに69ページからのところに、そういうことを事業者今やっていますんでですね。
0:59:13	それを含めて、検討してもらえればと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:22	日本原燃のオガセでございますかしこまりましたそのようにさせていただきます。
0:59:26	引き続きちょっと規制庁ハバサキですけど私の方から何点か、60 ページまでなんですけどもあれ、
0:59:32	今これ接地圧の結果って出てるんでしたでしょうか。
0:59:43	日本原燃の加瀬でございます。こちらにつきまして現状すいません接地圧については載せていないところでございます。一応最初の評価方針のところでも書いていますけれども、
0:59:53	あくまで今回の評価としては立山層の変形しかり各部に対する評価として求められているところに対して、結果を出していくというところの趣旨で趣旨で書いていたところでしたので、
1:00:04	ちょっと接地圧とかあとは例えば曲げとかそういったところの結果についても省略をさせていただいているところでございました。以上です。
1:00:11	規制庁穴井です接地圧は今出す意向はないっていう。
1:00:16	ことですか。
1:00:22	日本原燃の岩瀬でございます
1:00:24	意向がないというかはいそうそうですねはいそういうふうに考えているところでございます。規制庁浜崎です。わかりました今、接地率を見る限りでは、接地圧も問題ないだろうということはわかるんで
1:00:37	ちょっと、現時点では、記載しないというか記載はない方法だということですね。わかりました。それと、ちょっと
1:00:46	今日、カミデです。
1:00:49	何を示すのかっていうことはやっぱり、最初に言ってた基本方針下の整理で、
1:00:56	この資料でも 18 ページの内容っていうのは、
1:01:06	規制庁、上出です。今事業者聞こえてますかね。
1:01:11	はい。日本原燃岩瀬で聞こえてございます。大丈夫ですか。
1:01:16	18 ページの内容は方針変わってってますけど中身的にもその床スラブと壁だけになってるんですけど本当にそれでいいのかと。
1:01:28	要件、その上に要件 0102 って出てますけど要件丸 2 でいうと、建屋全体の健全性みたいなどころなんだと。
1:01:39	思いますけど、そういう意味で、これだけでいいのか。
1:01:45	あとは地盤の設置、自分の話とかもですね、説明しなきゃいけないんじゃないのかっていうところも出てくると思いますから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	その辺も含めて、整理されるとこちらは認識してますけど、認識は合ってますかね。
1:02:03	日本原燃のオガセでございます。まず床スラブと壁だけでいいのかというところですけどもこの18ページの表に書いている床スラブと壁ってこれ単純な記載になってますけども当然前段で、
1:02:13	どこがアクセスルートとして構成されてる、部屋とか廊下なのかとかそういうところをちゃんと見た上で決めているところでございますので、決して何て言うんすかねこうた単純に一概にいえるわけではないというところが、
1:02:24	今回の基本方針側からきちんと整備されていくものだというふうにボトムアップでされていくんだというふうに考えているところでございます。もう一つ地盤につきましてはちょっとおっしゃる通りで何かしら見せる必要があるのかなというところもございますけれども、今日前段の基本方針のところでも
1:02:40	ご指摘がありました地盤のところの扱いとかっていう話もありましたのでそちらの基本方針の記載に合わせて必要であれば、摩擦とかそういったところについて検討して参ります。以上です。
1:02:52	はい。規制庁鏡です。わかりました。切離ししません、続けてください。はい。規制庁浜崎ですちょっと細かい話です60ページの接地率の結果出てます。先ほど、
1:03:04	今回油圧上芸を考慮したものがSS相手にのSSC案
1:03:10	で考慮してますっていう説明があったんで、
1:03:14	一応60ページのところにですね、嘘。それが、そういった趣旨のことを書いといてもらった方がいいかと思えますというのは、今これ、結果的には65を上回っちゃってるんですけども、
1:03:25	多分油圧町名考慮しない普通の、浮上がり線形やると、65切ってるのかなというふうに思いますので、
1:03:32	あくまでもこれは油圧条件考慮する。
1:03:35	した結果で、65は上回った結果になりますよってということがわかるようにですねそこ、結果の内容の、きちんと丁寧さといいますかですね。
1:03:45	なんで65を上回ってる誘発上下のモデル使ってるのみたいな話にも繋がりますんで、きちんとそこはプロセスを含めて説明のほうを充実してもらいたいと思います。
1:03:56	よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:58	日本原燃のオガセでございますおっしゃる通りでちょっと親切でないところがありましたハバサキさんのご認識の通り単純にS Rモデルを使ってしまうと65%下回るというところでしたので今回誘発上下動モデルを使って解析をした結果を示していて、それが65%結果として上回るものになった値というところになってございますので、
1:04:17	その旨注書きでその表の中と下に注書きで記載をさせていただきたいと考えてございます。以上です。
1:04:36	と、他に、
1:04:38	ちょっと私の方からちょっと続けて規制庁ハバサキですが、50ページ今の関連の話なんですけど50ページに油圧上下動考慮の、
1:04:48	モデルの説明これ弱に書いてあるものなんですけども、
1:04:52	説明ページがあるんですが地反力分布に応じた値ということで α の値ですこれ。
1:05:01	今5万ループの値を使ってるんですけども、
1:05:04	これはなぜ5判ブックの値を使ってるんでしょうか。
1:05:08	理由を説明してください。
1:05:26	はい。日本原燃の富樫でございます。浜崎さんのご指摘のところは三角形一応ブルーのものではなくて5分級のものっていったところでなぜそれを使っているというお話だというふうに思っています。
1:05:37	ちょっと我々少し検討したところで後半部のところで基礎の形状がこうなんです。
1:05:44	II型になるような傾向が少し見られたっていったところもあったので、こちらの方半分の値を使っているところでございますけども少しこの部分少し内容確認をさせていただきまして改めてご説明させていただきたいというふうに思っております。以上です。
1:06:00	規制庁浜崎です。はい。別に5番グループが駄目という話じゃないんですけれども、一般何岩砕とって、一応三角じゃないかなという認識がありますんでちょっと理由の方説明の方。
1:06:15	してください。私からは以上です。
1:06:24	他、規制庁側からありますか。
1:06:35	規制庁、上出です。
1:06:36	特になければ、今日のところは一旦区切って、次また金曜日という形で進めたいと思います。
1:06:47	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:47	事業者の方から、とりあえずこの範囲として振り返りをお願いして、お願いできますか。
1:06:58	はい。日本円投資でございます。本日いただいたポイントといたしましてはまず基本方針の整理をしていく中で、この耐震計算書といったところに対しても、
1:07:09	先ほどの事象と計算書耐震計算書の使い分けのところでDBと違うといったところもございますのでそちらの方に関しましては、基本方針のほうを整理するに当たりまして、こちらの方の
1:07:20	今、作った耐震計算書の中身に関しましてもその整理に合わせる形で、適切に修正のほうを図っていきたいというふうに思っております。
1:07:30	また誘発上下動モデルといったところが今回 1.2S s の評価の場合におきましては、新しく登場しているものでございますので、そちらの方の内容に関していただいているものとして、
1:07:41	その位置付けのところのその整理の仕方というところを少し丁寧に記載するといったところと、あと結果の方につきましても 65%、こういって、どれが使ったのかといったところをちゃんと丁寧に明記するといったところと、
1:07:55	最後にいただきましたその後半部使っているところがございますのでその α の部分の取り扱いに関しましてご説明の方追加の方でさせていただきますというふうに思っております。
1:08:05	また
1:08:07	地震、そうですねひずみの傾向の方に対しまして当初 1.0 のときの分布傾向と異なっているところがございますのでそちらの方の考察関係の方に関しまして、
1:08:20	現状つけております。
1:08:23	看護師ですね、の方にそちらの方の内容に関しまして追記といったところを対応していきたいというふうに思っております。
1:08:31	繰り返しは以上でございます。
1:08:35	はい。規制庁、カミデです。
1:08:40	最後に、今の資料は、中途半端だったんであれですけど、基本方針関係はいろいろ話をして、
1:08:50	今後のスケジュールみたいのを、特に聞いてなかったんですけど、説明できることありますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:03	はい、翌年のタニグチです。
1:09:09	まず今日いただいた
1:09:11	整理は進めるんですが、
1:09:14	金曜日に、全容を掴ませていただいて、どうしていかって、お答えしたいなと思いました。すいません。
1:09:24	はい。規制庁深見です。わかりました。ということで、それではまた金曜日、
1:09:30	お話をすると思います。ほか全般を通じて規制庁が、原燃側から何かありますか。
1:09:40	特になければこれで終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。